

はじめに

情報通信技術（ICT）は日々めざましく発展しており、最近では公衆無線 LAN やスマートフォンの普及など、社会・経済活動全般に大きな影響を与えています。

これらの ICT を活かすため、国は平成 12 年から内閣に情報通信技術戦略本部を設置し、平成 22 年 5 月には「新たな国民主権の社会を確立する」ことを目的とする「新たな情報通信技術戦略」を策定しました。現在は制度毎に異なっている社会保障制度の番号を統合し、国民の利便性向上や、行政活動の効率化につながる「マイナンバー制度(国民 ID 制度)」の導入など、様々な事業が進められています。



また、昨年の東日本大震災の時は、電話や FAX による連絡が困難となるなか、Twitter や mixi などの SNS と呼ばれる民間サービスを活用し、お互いの安否を確認した事例や、被災地支援へとつながった事例が多数あったと聞いております。

このように、様々な立場・用途から ICT の活用が進んでいく中、当市においても平成 14 年度より「印西市情報化計画」を策定し、計画的に情報化を推進しております。現在の計画は平成 19 年度からの「第二次情報化計画」ですが、これも 5 ヶ年が経過し平成 23 年度で計画期間が終了いたします。

しかしながら、市の基本計画を実現し、魅力あるまちづくりを推進していくためには ICT の活用は不可欠であり、引き続き計画的な情報化の推進を図るため、平成 24 年度から 5 ヶ年の計画となる「第三次情報化計画」を策定いたしました。

当計画は、当市の将来像である「ひと まち 自然 笑顔が輝く いんざい」の実現にむけ、「市民が安全・安心に暮らせる情報化社会」を目指すべき基本理念としております。

今後は、国・県、関係団体との連携や共同利用を図りながら、当計画の実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、当計画を策定するにあたり、市民の皆様のご意見を反映するため、「情報化に関する市民意識調査」や「印西市情報化推進会議」におきまして、貴重なご意見をいただきました多くの方々に、この場を借りて心から感謝を申し上げます。

平成 24 年 3 月

印西市長 山崎 山洋

目 次

第 1 章	計画の基本的な考え方	1
1.1	計画の意義	1
1.2	計画の位置付け	1
1.3	計画期間	2
第 2 章	情報化を取り巻く環境変化	4
2.1	国における情報化への取り組み	4
2.2	県における情報化への取り組み	6
2.3	自治体における情報化の取り組み状況	8
2.4	自治体を取り巻く ICT 環境の動向	20
第 3 章	本市における情報化の現状と課題	26
3.1	情報化の現状	26
3.2	課題の整理	33
第 4 章	基本施策と施策体系	34
4.1	基本理念と基本施策	34
4.2	情報化施策の体系	36
第 5 章	情報化施策の展開	37
5.1	情報が見える・使える	37
5.2	市民に役立つ業務の効率化・高速化	56
5.3	人のための情報環境づくり	61
第 6 章	情報化推進方策	75
6.1	情報化推進体制	75
6.2	進行管理方法	76
6.3	情報化人材育成計画	78
6.4	推進スケジュール	80
添付資料		81
	印西市情報化推進会議設置要綱	82

第 1 章 計画の基本的な考え方

1.1 計画の意義

今日、インターネットや携帯電話が広く普及し、IC カードや家電にもネットワークを活用した機能が追加されるなど、市民生活に深く関わる情報化がますます進展しています。

こうした状況の中、本市では、市民満足度を向上させるためにも情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を有効に活用することで、これまで以上のきめ細かな行政サービスが実現できるものと考えています。また、地域における情報を地域自らが発信・活用できれば、地域の日常生活や社会・経済活動などに大きな影響を与え、さらに豊かで、魅力ある地域づくりが実現できるとも考えています。

本市の情報化については、平成 14 年 3 月に「印西市情報化計画」（第一次情報化計画）を策定以降、平成 19 年 3 月に計画の見直しを行い、「第二次情報化計画」として総合的・計画的に推進してまいりました。しかし、この間にも ICT は日々発展を遂げ、ICT に対する市民の意識や社会情勢も大きく変化しています。

そこで、これらの状況の変化に的確に対応するため、現計画の見直しを行い、平成 24 年度から 5 ヶ年の計画となる「印西市次期情報化計画」（第三次情報化計画）を策定することとしました。

1.2 計画の位置付け

「第三次情報化計画」は、平成 24 年度を初年度とする「印西市第 1 次基本計画」に沿って、今後の情報化を進めるための基本的な方針を示すものです。また、市民・企業の情報化ニーズ、社会情勢、国の ICT 政策や千葉県の「ちば IT 利活用戦略（平成 22 年から 24 年）」などを踏まえ、これまでの本市の情報化を総括した総合的な地域情報化計画として位置づけています。

なお、第一次及び第二次情報化計画においては、既に目標を達成した施策・事業や、今後も継続、拡充すべき施策・事業などがありますが、一方で社会環境の変化や市民ニーズの多様化・高度化、新たな技術革新などを鑑み、根本的な見直しが必要な施策・事業や、複数の施策・事業を総合的に展開する方が合理性のある施策・事業もあります。

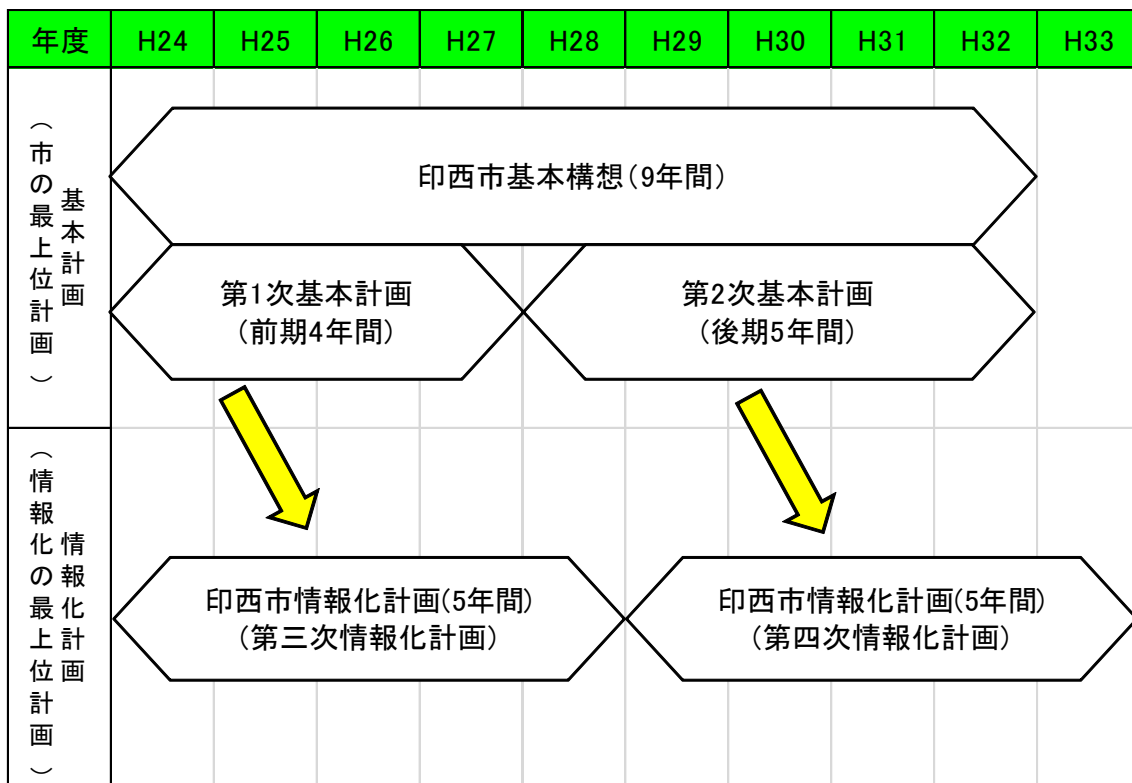
本計画では、これらのことを考慮し、情報化施策・事業の継続、拡充、新規追加、統廃合など、これまでの計画の総合的な見直しを実施するとともに、新たな情報化の基本理念及び施策を再確認し、新たな枠組みとしての情報化施策・事業を策定しています。

1.3 計画期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年とします。

なお、本計画では、毎年度末に各施策・事業の進行状況をチェックし、情報通信技術の進歩や活用範囲の拡大、市民ニーズの変化など、社会情勢の変化も考慮して、必要に応じて計画を見直していきます。

図表 1-1 計画期間と計画の位置付け



「IT」と「ICT」について

これまで、我が国ではIT(「Information Technology＝情報技術」という略語が一般的に用いられ、本市においても、これまでの情報化計画では、IT という用語を用いてきました。

一方、最近では、ICT(「Information and Communication Technology＝情報通信技術」という略語が国際的に定着してきており、我が国でも、総務省が「IT 政策大綱」を「ICT 政策大綱」に名称変更するなど、次第に用いられるようになってきています。

IT と ICT との違いは、コミュニケーション＝情報の流通にも焦点を当てている点であり、単なる情報の処理、活用ではなく、関係者間のコミュニケーションの重要性を認識しようという意図があります。

これまでの情報化計画では文中の用語をITに統一していましたが、本計画よりICTに統一しています。ただし、引用の図表の中では、IT が用いられる場合もあります。

※印西市における各種計画や広報資料等において、全て「ICT」を用いることを定めたわけではなく、必要に応じて、「IT」と「ICT」を使い分けています。

第2章 情報化を取り巻く環境変化

2.1 国における情報化への取り組み

2.1.1 総合戦略の推進

我が国における ICT 戦略としては、平成 13 年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を施行し、「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）」が設置されました。

その後、「5 年以内に世界最先端の IT 国家となる」ことを目標とする「e-Japan 戦略」、『IT 利活用により、元気・安心・感動・便利』社会を目指すこととした「e-Japan 戦略Ⅱ」などを経て、平成 22 年 5 月には「新たな国民主権の社会を確立する」ことを目的とした「新たな情報通信技術戦略」を策定しています。

図表 2-1 国の情報化戦略の沿革

平成 12 年 7 月	情報通信技術戦略本部を内閣に設置／IT 戦略会議を設置
平成 12 年 11 月	IT 基本戦略を決定 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT 基本法)成立
平成 13 年 1 月	高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 戦略本部)を内閣に設置 e-Japan 戦略を決定
平成 15 年 7 月	e-Japan 戦略Ⅱを決定
平成 18 年 1 月	IT 新改革戦略を決定
平成 20 年 2 月	IT による地域活性化緊急プログラムを決定
平成 20 年 9 月	オンライン利用拡大行動計画を決定
平成 21 年 7 月	i-Japan 戦略 2015 を決定
平成 22 年 5 月	新たな情報通信技術戦略を決定

この新たな情報通信技術戦略では、①国民本位の電子行政の実現、②地域の絆の再生、③新市場の創出と国際展開を 3 柱の重点戦略と位置付けており、情報通信利活用のために阻害要因となるような規制・制度の改革や、社会保障・税の共通番号の検討と併せ、電子行政の共通基盤として官民のサービスに利用できるマイナンバー（国民 ID 制度）の導入など、様々な事業が進められています。

2.1.2 国による電子自治体関連事業

総務省では、地方公共団体においても ICT を積極的に活用することで、行政サービスの高度化や、行政の簡素化・効率化を目標に電子自治体を推進しています。

特に、自治体クラウドの推進については、ASP・SaaS などの利活用により行政コストを削減し、業務の標準化を推進させるとともに、住民サービスの向上を図れるととして喫緊の課題とし、平成 21 年度より「自治体クラウド開発実証事業」に取り組んでいます。更に、平成 22 年 7 月には「自治体クラウド推進本部」を設置、同年 11 月からは有識者懇談会の検討結果を基に支援措置を実施するなど、自治体クラウドの全国展開及び、電子自治体の確立に取り組んでいくとしています。

また、電子自治体を推進していくためには、個人情報の保護と情報セキュリティ対策が重要な課題になるとして、平成 20 年 8 月に「地方公共団体における ICT 部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」を策定し、平成 22 年 11 月には「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」の改定を行うなど、地方公共団体の取り組みを支援しており、今後もすべての地方公共団体において適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう支援していくとしています。

2.2 県における情報化への取り組み

2.2.1 電子県政の推進

千葉県における情報化への取り組みとしては、平成19年に「ちばIT利活用推進プラン」が策定され、その後、プランを引き継ぐ形で、県民、産業、行政の各視点から「ITを身近に感じられる社会の実現」を目標とする「ちばIT利活用戦略」が、平成22年に策定されています。県ではこの戦略を、利用者視点に立って課題解決に取り組み、ITを政策実現のツールとして利活用していくためのものとして、庁内利活用推進組織能力の向上や、県民の利便性、事務の効率化の徹底、セキュリティ対策の強化などを図っていくとしています。

なお、千葉県では3年ごとに計画の策定を行っており、この戦略も、平成22年度から24年度までの3カ年を計画期間としています。計画の概要は以下の通りです。

- ① 「輝け！ちば元気プラン推進」の推進ツールとしてのIT利活用
プランの基本目標を実現するためにITを利活用する主な施策を紹介しています。
- ② IT施策をブラッシュアップするための取組
ITを利活用するため、組織能力の向上、利便性の高い電子自治体の推進、情報セキュリティの充実などを目標としています。
- ③ 県内の地域IT化の支援
産学官民で構成される「千葉県地域IT化推進協議会」に部会を設置し、問題の解決や地域の活性化に取り組むこととしています。

※「ちばIT利活用戦略」についての詳細は千葉県ホームページからご確認ください。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/it-senryaku/index.html>

2.2.2 県と市町村の共同利用への取り組み

千葉県では、「千葉県地域 IT 化推進協議会」の他にも「ちば電子自治体共同運営協議会」を設置し、その具体的な取り組みとして、電子入札や電子申請システム、施設予約システムの市町村との共同利用を推進しています。

県と市町村のシステム共同利用については、県民が IT の恩恵を実感するためには、最も身近な市町村の情報化の推進が重要となります。また、県と市町村が共同で取り組むことにより、構築にかかる費用や期間の縮減が図れるなどのメリットがあり、積極的に推進されています。

2.3 自治体における情報化の取り組み状況

全国の市町村における電子自治体の推進については、以下のとおりです。（出典：「地方自治情報管理概要」（平成 22 年 11 月、総務省自治行政局地域情報政策室）、総務省ホームページなどから、市町村の状況について抜粋）

「地方自治情報管理概要」については、総務省で平成 22 年 4 月 1 日現在の地方公共団体（都道府県 47 団体、市町村 1,750 団体（特別区を含む。以下同じ。））を対象に実施した「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」、住民に対するインターネットアンケート調査結果などをもとに取りまとめられたものです。

また、全国の自治体との進捗状況の比較のために、本市における取り組み状況（平成 24 年 3 月時点）も合わせて表示しています。

2.3.1 電子自治体の現況

(1) 電子自治体の推進体制の整備

図表 2-3 電子自治体の推進体制の整備状況

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
電子自治体の推進体制	- 専門課(係)が担当している：942 団体(53.8%) - 庁内横断的な情報化推進委員会等を設置している：1145 団体(65.4%)	- 総務部情報管理課情報管理班が電子自治体の推進を担当 - 市長を本部長とし、副市長及び各部の部長級で構成する「印西市情報化推進本部」を設置（平成 13 年 4 月）
CIO ¹ (情報統括責任者)の任命	- CIO を任命している：1,343 団体(76.7%) - CIO の役職：副市区町村長が 1,048 団体(78.0%)と最も多い	セキュリティポリシーにより副市長を CIO に任命している
CIO 補佐官（ネットワーク管理者を含む）の任命	- CIO 補佐官を任命している：1,092 団体(62.4%) - CIO 補佐官の役職は課長級が 689 団体(63.1%)と最も多い - CIO 補佐官に外部人材を任用しているのは 21 団体(1.9%)、専任の CIO 補佐官を任用し	- 情報統括管理者：各部等の長 - 情報システム管理者：情報管理課長 - 情報管理者：各課等の長

¹ CIO (Chief Information Officer)：行政、企業内の情報システムや情報の流通を統括する担当役員。最高情報責任者や情報統括役員などと訳される、企業の情報戦略のトップ。

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
	ているのは 20 団体(1.8%)	
PMO ² の設置	・ 電子自治体担当課(係)が PMO の役割を果たしている:573 団体(32.7%)	・ 行政管理課が PMO の役割を果たしている
電子自治体推進計画の策定等	・ 電子自治体推進計画等を策定している:755 団体(43.1%) ・ 電子自治体推進計画等を公表している:487 団体(27.8%) ・ 電子自治体構築計画の実施状況の事後評価を実施している:233 団体(13.3%) ・ 電子自治体推進計画を定期的に見直している:375 団体(21.4%)	・ 第二次印西市情報化計画策定(平成 19 年度～23 年度までの 5 ヶ年) ・ 市ホームページで情報化計画を公表 ・ 情報化計画実施状況の事後評価実施(毎年) ・ 5 カ年ごとに情報化計画の見直しを実施
情報化についての職員の教育・研修	・ 職員に対し、情報化研修を実施している:1,107 団体(63.3%)	・ 情報セキュリティ研修の実施 ・ パソコン研修の実施(ワード・エクセル・パワーポイント) ・ 統合型 GIS 操作研修の実施

² PMO(project management office):組織全体のプロジェクトマネジメント(PM)の能力と品質を向上し、個々のプロジェクトが円滑に実施されるよう支援することを目的に設置される専門部署

(2) 行政サービスの向上

図表 2-4 行政サービスの向上の状況

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
ホームページの開設の有無	・ 開設している: 1,750 団体 (100%) ・ ホームページ上で意見・要望を受付けている: 1,502 団体 (85.8%) ・ ホームページのバリアフリーに配慮している: 950 団体 (54.3%)	・ ホームページ開設 (平成 13 年 2 月) ・ 電子メール意見、要望受付等 ・ CMS³導入 (平成 15 年 12 月) ・ FAQ⁴、アンケート機能等
ホームページ以外の電子的な情報提供等	・ メールマガジン配信している: 363 団体 (20.7%)	・ 防災・防犯情報のメール配信を実施 (登録制) ・ 防災・防犯情報の音声案内 ・ エリアメール配信を開始 (平成 23 年 6 月) ・ 学校メール配信
ICTを活用した地域の課題解決への取組状況	・ ICT を活用した安全・安心な地域づくり (防災、防犯の情報サイトの開設など): 721 団体 (41.2%)	・ 防災メールに連動した緊急情報発信システムの運用 ・ 職員召集システムの運用
コールセンター・コンタクトセンターの開設状況	・ 開設している: 60 団体 (3.4%) ・ 開設を予定している: 153 団体 (8.8%)	・ 特になし
行政手続のオンライン化の進捗状況	・ オンライン利用促進体制のための全庁的な取組に着手している: 531 団体 (30.3%) ・ 申請・届出等手続のオンライン化に係る計画を策定している: 464 団体 (26.5%) ・ 行政手続をオンライン化のための条例を制定している: 726 団体 (41.5%) ・ 行政手続をオンライン化するための汎用受付システムを導入している: 867 団体 (49.5%)	・ 図書館蔵書検索、予約システム (平成 15 年 6 月) ・ 公共施設予約システムの導入 (平成 17 年 12 月) ・ 印西市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定 (平成 19 年 7 月)

³ CMS (Contents Management System): Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。

⁴ FAQ: (Frequently Asked Question): 「頻繁に尋ねられる質問」の略。多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめ用意しておくこと。

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
	・ 業務別手続のオンライン化の実施: 公共施設予約: 635 団体 (36.3%) 図書館蔵書検索・予約: 1,171 団体 (66.9%) 公共工事に係る電子入札: 440 団体 (25.1%) 物品調達に係る電子入札: 170 団体 (9.7%) 手数料・地方税の電子納付: 154 団体 (8.8%) イベント等の申込のオンライン化: 508 団体 (29.0%) 携帯電話向けの申請サイトの開設: 527 団体 (30.1%) ・ 平成 21 年度のオンライン利用率: 36.1%	・ ちば電子申請システム (平成 19 年 7 月) ・ ちば電子調達システム (平成 19 年 7 月) ・ 電子申請システムの携帯電話対応 (平成 22 年 4 月)

(3) 業務・システムの効率化

図表 2-5 業務・システムの効率化の状況

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
複数地方公共団体の共同化(共同利用)	・ 協議会等へ参加している: 1,464 団体(83.7%) ・ 共同利用の状況(主なもの): 汎用受付システム: 839 団体(47.9%) 公共工事に係る電子入札: 389 団体(22.2%) 公共施設予約: 244 団体(13.9%) 図書館蔵書検索・予約: 175 団体(10.0%)	・ 千葉県電子自治体共同運営協議会に参加(平成 16 年度) ・ ちば電子申請システム共同利用に参加(平成 19 年度) ・ ちば電子調達システム共同利用に参加(平成 19 年度)
情報システムの最適化	・ 情報システム最適化のために講じた措置 「レガシーシステム⁵からオープンシステム⁶への変更」が 606 団体(34.6%)と最も多く、「部門横断的な共通的なシステム基盤の整備」が 570 団体(32.6%)と続く	・ 基幹系システム⁷の更新 (平成 21 年度)
IT調達の適正化(透明化・効率化)	・ IT調達の適正化のために講じた措置: 「他の地方公共団体と共同での情報システムの開発、運営等」が 916 団体(52.3%)で最も多く、「各部署のIT調達に対する情報担当部署による支援・チェック体制の整備」が 876 団体(50.1%)と続く	・ 電算運営委員会を設置し、各部署の IT 調達に際し、業務削減効果・費用削減効果等を総合的に判断した上で、システム導入を図っている ・ 基幹系システムの見積精査を実施(平成 23 年度)
「地域情報プラットフォーム標準仕様」を活用したシステム	・ すでに取り組んでいる、予定がある: 204 団体(11.6%) ・ 検討している、検討したい: 1,284 団体(73.4%) ・ 検討しない、検討したが取り組まない:	・ システムの更新時期などに合わせて検討したい

⁵ レガシーシステム: 以前から継続して使用されているシステムのこと。主にメインフレーム(大型汎用機)によって構築されたシステムを指して用いられる。

⁶ オープンシステム: Windows や Unix など、様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせで構築されたコンピュータシステムのこと。日本独自の表現であり、分散システムとも呼ばれる。

⁷ 基幹系システム: 業務やサービスの中核となる重要なシステム。税システム、住民情報システムなど。

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
再構築	262 団体(15.0%)	
自治体クラウドの推進	・ 北海道、京都府、佐賀県、大分県、宮崎県、徳島県の6道府県と、67市町村が総務省の自治体クラウド実証実験に参加 ・ 神奈川県下の11町村が財務会計及び電子決裁システム(共に NEC 社製)の自治体向けクラウドサービスを採用	・ 基幹系、会議録検索、例規検索システムなどで共同利用を実施している

(4) 情報セキュリティ対策の実施状況

図表 2-6 情報セキュリティ対策の状況

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
組織体制・規定類の整備	・ 情報セキュリティの管理者や責任者、担当者を選任している：1,615 団体(92.3%) ・ 主要な情報資産について、セキュリティ対策実施手順を策定している：775 団体(44.3%)	・ 副市長を CIO に任命している ・ 印西市情報セキュリティポリシーを策定(平成 15 年 10 月制定)
情報資産の分類と管理方法	・ 重要な情報資産について、無断での持ち出しやメール等による送付を禁止している：1,604 団体(91.7%)	・ 印西市情報セキュリティポリシーにて情報の管理規則を策定 ・ 外部記憶媒体の利用や、Web メール利用制限を実施
情報セキュリティ対策の実施	・ 主な物理的セキュリティ対策として「サーバ等の停電対策」：1,729 団体(98.8%) ・ 「サーバ室等の入退室管理」：1,687 団体(96.4%) ・ 主な人的セキュリティ対策として「情報セキュリティ研修を職員に対して実施している」：1,228 団体(70.2%) ・ 主な技術的セキュリティとして「重要データのバックアップ」：1,722 団体(98.4%) ・ 「不正プログラムへの対策ソフト導入」：1,737 団体(99.3%) ・ 「機器等を廃棄する際、重要データの消去を行っている」：1,669 団体(95.4%)	・ サーバ等の停電対策実施 ・ サーバ室等の入退室管理システムを導入(平成 17 年度) ・ 情報セキュリティ研修を実施(毎年) ・ インシデント(情報漏洩事例等)の情報共有 ・ データのバックアップ実施 ・ バックアップデータの遠隔地保管 ・ 重要システムのデータ二重化 ・ アクセスログの採取保存 ・ ウェブフィルタリングソフトの導入 ・ アクティブディレクトリの導入 ・ ウイルス対策ソフトの導入 ・ セキュリティパッチの適用 ・ データ消去ソフトの導入
情報セキュリティ対策の運用	・ 主な情報セキュリティ対策「契約時に情報漏洩防止策を義務付けている」：1,684 団体(96.2%)	・ 行政情報取扱特記事項及び情報セキュリティ特記事項の整備
情報セキュリティ対策の評価・見直し	・ 主な評価・見直しの内容(複数回答)「情報セキュリティポリシー等の見直しを実施している」：739 団体(42.2%) ・ 「情報セキュリティポリシー等の遵守状況を	・ 情報セキュリティポリシーの見直しを実施 ・ 情報セキュリティについて外部監査を実施

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
	自己点検している：658 団体(37.6%) 「情報セキュリティについて内部監査又は外部監査を実施している」：593 団体(33.9%)	
情報システムに関する業務継続計画（BCP）の策定状況	・ BCP を策定している：102 団体(5.8%) ・ BCP の策定を予定している：553 団体(33.5%) ※BCP を策定していない 1,648 団体中	・ BCP は策定していないが、停電時や災害時にも業務を継続できるよう準備している

(5) 電子自治体の基盤の整備

図表 2-7 電子自治体の基盤整備の状況

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
機器構成及び機器の整備	一人一台パソコンを整備済: 1,608 団体(91.9%)	必要な部署に一人一台パソコン整備済(業務系PC除く) (平成 23 年 3 月現在 720 台設置)
電算処理システムの導入	- 主な電算システムの導入状況 - 人事・給与システム:1,673 団体(95.6%) - 住民基本台帳業務:1,653 団体(94.5%) - 個人市区町村民税:1,724 団体(98.5%) - 固定資産税:1,694 団体(96.8%) - 軽自動車税:1,713 団体(97.9%) - 国民健康保険税:1,713 団体(97.9%) - 予算執行:1,681 団体(96.1%) - 国民年金:1,636 団体(93.5%) - 介護保険:1,687 団体(96.4%) - 児童手当事務:1,650 団体(94.3%)	- 住民記録、税、国保、年金、介護保険等のオンラインシステム導入済み - 申告支援、滞納管理、法人市民税、児童手当、児童扶養手当、財務会計、栄養管理、給食費収納管理、庁内グループウェア、文書管理、例規検索、会議録検索、人事・給与等のシステム導入済み
庁内 LAN ⁸ の整備	- 庁内 LAN 運用:1,747 団体(99.8%) - 庁内 LAN 外部接続:1,709 団体(97.7%) - 団体内公共施設接続:1,402 団体(80.1%) - 利用されている LAN 機能: - イントラネット:1,647 団体(94.1%) - 電子メール:1,726 団体(98.6%) - スケジュール管理:1,629 団体(93.1%) - 文書管理機能:855 団体(48.9%) - 電子決裁機能:404 団体(23.1%) - ファイルの共有:1,711 団体(97.8%) - VoIP⁹導入:438 団体(25.0%) - GIS¹⁰:673 団体(38.5%)	- 庁内 LAN 構築(平成 11 年 8 月) - 公共施設間ネットワーク敷設 本庁他 83 施設 (平成 22 年 3 月より) ※独自敷設の施設を含む - LAN を利用しているシステム - 庁内グループウェア - ファイルサーバ - 文書管理システム - サービス管理システム - 非常勤職員管理システム - ホームページ管理支援システム

⁸ LAN(Local Area Network): 同軸ケーブル、光ファイバーなどを使って、同じ建物の中にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。

⁹ VoIP(Voice over Internet Protocol): インターネットやイントラネットなどの TCP/IP ネットワークを使って音声データを送受信する技術。イントラネットを使った内線電話や、インターネット電話などに応用されている。

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
		財務会計システム 統合型 GIS 等

¹⁰ GIS (Geographical Information System) : デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと、それらの情報の検索や解析、表示などを行うソフトウェアから構成される。データは地図上に表示されるので、解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。

(6) 地理情報システム (GIS) の整備

図表 2-8 地理情報システム (GIS) の整備の状況

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
統合型地理情報システム(統合型GIS)の整備	・ 統合型 GIS を導入している: 579 団体 (33.1%) ・ 統合型 GIS の主な利用業務: 固定資産税: 370 団体 (63.9%) 消防防災: 304 団体 (52.5%) 農林政: 310 団体 (53.5%) 都市計画: 331 団体 (57.2%) 道路: 338 団体 (58.4%) ※導入済の 579 団体中	・ 統合型地理情報システムを導入 (平成 17 年度) ・ 統合型 GIS の主な利用業務 消防防災 農産業 都市計画 道路 保健福祉
個別型地理情報システム(個別型GIS)の整備	・ 個別 GIS を導入している: 1,182 団体 (67.5%)	・ 稼動している個別 GIS 都市計画 GIS 統計調査支援システム 土地評価システム
GIS 整備方法及び活用状況	・ GIS の主な整備方法及び活用状況 データの更新は、担当職員が簡易に行えるようにしている: 564 団体 (43.3%) 部局を越えた政策判断に活用している: 431 団体 (33.1%) ホームページで住民に公開している: 250 団体 (19.2%) ※GIS 導入済の 1,302 団体中	・ 庁内LANを介して、地形図、航空写真、住宅地図、地番図等の地図情報を共有化し、業務の効率化を図っている ・ ホームページへの公開を、検討している

(7) LGWAN との接続形態

図表 2-9 LGWAN との接続状況

取組事項	全国自治体の取り組み状況	本市における取り組み状況
LGWAN との 接続形態	・ 庁内の情報系ネットワークのみが LGWAN に接続している: 1,139 団体(65.1%) ・ 庁内の業務系ネットワークのみが LGWAN に接続している: 99 団体(5.7%) ・ 庁内の情報系ネットワーク及び業務系ネットワーク共に LGWAN に接続している: 327 団体(18.7%)	・ 庁内の情報系ネットワークのみが LGWAN に接続している

2.4 自治体を取り巻く ICT 環境の動向

今日の情報通信技術（ICT）は第二次情報化計画策定時よりさらなる進化を遂げており、第三次情報化計画策定に際し、最新の革新的な技術や手法も視野に入れる必要があることから、その動向について整理します。

2.4.1 自治体を取り巻く ICT 環境の動向

(1) インターネット利用者数及び人口普及率の動向

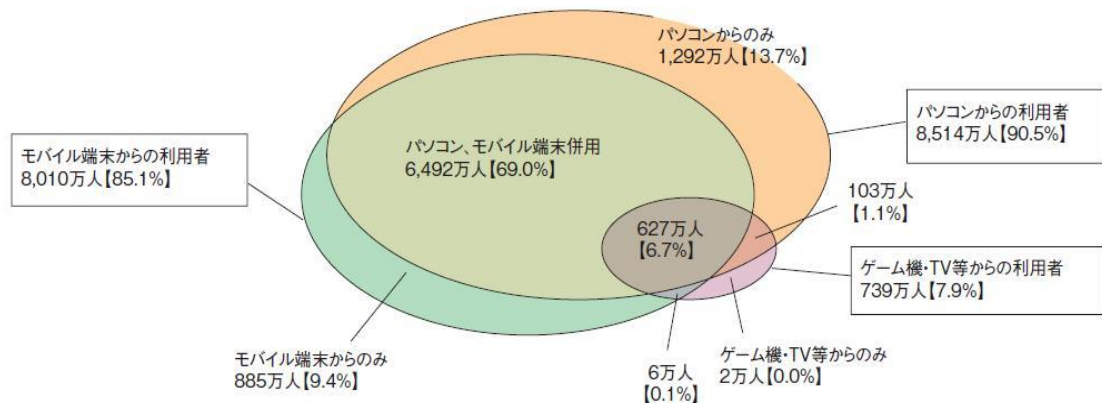
総務省「通信利用動向調査」によると、平成21年度のインターネット利用者数は9,408万人、人口普及率は78.0%となりました。世代別でみると、13歳から49歳までは95%を超えています。引き続き増加傾向にあると言えます。



(出典) 総務省「平成21年通信利用動向調査」

(2) インターネット利用端末の種類（平成21年末）

インターネット利用を端末の種類でみると、パソコンのみからの利用というよりも、パソコンとモバイル端末（いわゆる携帯電話やスマートフォン）の併用が多いようです。これは仕事ではパソコン、個人ではモバイル端末を使うなど、用途によって使い方が変わるということかと思われます。



※ モバイル端末:携帯電話、PHS及び携帯情報端末(PDA)を指す

(出典)総務省「平成21年通信利用動向調査」
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

(3) インターネット利用目的

利用目的からも、パソコンとモバイル端末では違うようです。

パソコンでの利用上位は、

- 1位 企業・政府等のホームページ（ウェブ）・ブログ（ウェブログ）の閲覧
- 2位 商品・サービスの購入・取引（金融取引を除く）
- 3位 電子メールの受発信（メールマガジンは除く）
- 4位 個人のホームページ（ウェブ）・ブログ（ウェブログ）の閲覧
- 5位 地図情報提供サービス（有料・無料を問わない）

モバイル端末での利用上位は

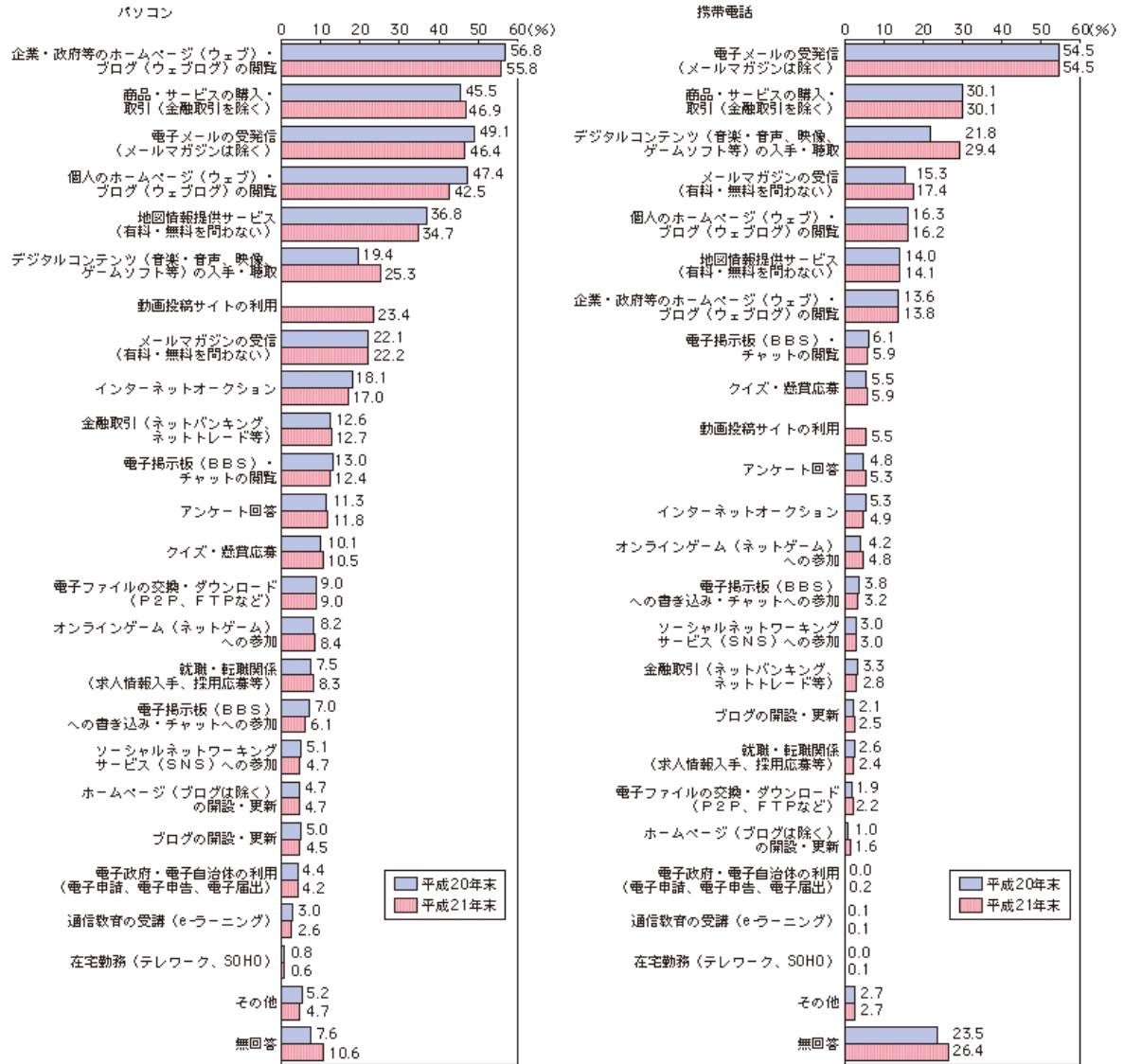
- 1位 電子メールの受発信（メールマガジンは除く）
- 2位 商品・サービスの購入・取引（金融取引を除く）
- 3位 デジタルコンテンツ（音楽・音声、映像、ゲームソフト等）の入手・聴取
- 4位 メールマガジンの受信（有料・無料を問わない）
- 5位 個人のホームページ（ウェブ）・ブログ（ウェブログ）の閲覧

となっています。

動向調査でも分かる通り、最近では、電子メールやホームページ、ブログ、SNS（Twitter、Facebook など）により情報を発信して、商品やデジタルコンテンツ、サービスの購入につながる傾向にあるようです。ICT の利活用が行政や産業に与える影響度はさらに大きくなると考えられます。

「電子政府・電子自治体の利用（電子申請、電子申告、電子届出）」は伸び悩んでいます。諸条件（国民共通番号制や情報セキュリティ技術の強化と情報セキュリティポリシーの適切な運用など）がそろい、携帯電話より高機能なスマートフォンの普及と相まって、

今後、様々なサービスが登場し、行政サービスの形態の変化に発展する可能性があります。



(出典) 総務省「平成21年通信利用動向調査」

2.4.2 自治体を取り巻く ICT サービスの動向

(1) グリーン ICT

東日本大震災など自然災害に対する ICT の在り方として、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）や節電対策が注目されているが、その先にあるのは、グリーン ICT である。現在、地球全体の課題である温暖化問題への取組が最重要課題となりつつあるが、ICT を従来以上に活用することにより CO₂ の大幅な削減に貢献する「グリーン ICT」が大いに期待される場所である。グリーン ICT には、ICT を活用したグリーン化（Green by ICT）と、ICT 自体のグリーン化（Green of ICT）の 2 つの概念が含まれます。

具体的には、

- エネルギー利用効率の改善

車の渋滞を少なくして、エネルギーの無駄をなくすなど。身近なところでは、エネルギー効率の良い最新機材の導入に加え、電気エネルギー変換ロスをなくすためのサーバ室の直流化などがあります。

- 物の生産・消費の効率化・削減

工場の稼働率を可視化して、効率化を図るなど。身近なところでは、事務処理の流れを可視化して、事務処理の効率化を図るとともに、紙使用を少なくする（ペーパーレス化）などが考えられます。

- 人・物の移動の削減

在宅勤務により通勤を削減し、交通機関の効率化を図るなどが考えられます。

- 環境計測・環境予測

電源利用率の可視化などがあります。

- 技術革新による ICT の省電力・グリーン化（集約化、仮想化技術）パソコン・ネットワーク機器の省電力化、仮想化技術による資源の共有化などがあります。これらは蓄電技術や省電力化技術が日進月歩であることから、最新機器の入れ替えを徹底することで、グリーン ICT への即効性を図ることが可能であるため、国や自治体においても、率先して取り組む課題であると考えられます。

(2) クラウド・コンピューティング

ICT の利用形態として、ICT 資源を意識することなく利活用する形態が一層進展すると思われます。これは先のグリーン ICT とも関連しますが、ICT 資源を共同利用することから、ICT の集約化や仮想技術など ICT 自体のグリーン化の意識が高まれば、BCP との関係もあり進展が加速する可能性があります。但し、アプリケーションソフトウェアについて

は、業務との関係もあり、今までの導入方法ではうまくいかない場合も出てくると考えられます。業務をシステムに併せるなど導入の意識を変えることも重要な要素となります。

クラウド・コンピューティングを活用して業務アプリケーションを導入するためには業務の可視化が重要な要素になります。業務を可視化するとは、業務の流れ（作業内容、承認の有無など）と情報・物（書類や商品など）の流れの関係が整理され、目に見える形で表現されていることです。これを業務フローと言います。（業務マニュアルという表現もあります）現在の業務を可視化することは、業務の妥当性や効率化、業務改善にも寄与します。クラウド・コンピューティングを業務で活用するためには、まず、システムありきで進めるのではなく、現在の業務の状況を把握することが重要です。

(3) コンテキスト・アウェア・コンピューティング

利用者の状況や場面（これをコンテキストという）を判断して情報を提供するコンピュータの利用形態。例えば、位置情報（GPS）などはすでにこの形態といえます。地図情報上に店舗や駐車場の空き情報が表示されるサービスはすでにありますが、移動中の利用者の状況に対して地域情報を発信することで、地域産業の発展に寄与することは十分に考えられます。また、AR（拡張現実）の技術と相まって、現実の環境に利用者の状況に合わせた情報を付加することで、サービスや商品の購買意欲を促進することも十分考えられます。すでに普及が始まっているエリア・メールもこの一環と言え、新しいサービスに発展する可能性もあります。これら、個人の状況に応じた情報の利活用方法が今後益々進展すると思われています。

(4) 地上デジタル放送によるデータ放送

2011年7月24日にアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行されました。これを受け、データ放送がより身近になり、情報端末としての選択肢が増えたこととなります。パソコンなどと違い、TVのチャンネル操作と同じような感覚で、簡単に操作出来るため、ICTなどにあまり興味のない方に対しても活用が期待できます。また、視聴者の地域に合わせたデータの取得が可能であり、防災・災害情報や地域活性化のための情報発信などにも今後活用が期待できるものと思われています。

(5) 情報セキュリティ

情報の利活用が進むと、個人情報など重要情報への情報セキュリティの必要性が一層高くなると考えられます。最近のハッキング手口は巧妙になり、一人でもハッキングされると、

またたく間に被害が広がります。SNS などのソーシャル・メディアが広がりを見せる中、より多くの人が情報セキュリティに対する意識をもち、市民や職員が一体となって、情報セキュリティへ取り組むことが重要です。定期的に市民や職員向けに IT リテラシー（IT を利活用する能力）の向上と情報セキュリティに対する知識や意識の向上を促すことが必要でしょう。開かれた市政としての情報発信と情報セキュリティのバランスが今後益々重要な課題になると思われます。

(6) ICT に関するBCP

BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）は、大手企業を中心に策定準備が進められてきましたが、2011年3月11日の震災で大きくクローズアップされました。本来は災害時等における事業継続全体の計画を策定することですので、自治体においては市民の安全やサービスの維持・継続をどこまで可能にするかというになります。今や業務に欠かせない ICT ですが、その在り方を事業継続という観点からも検討する必要があります。例えば、パソコン、サーバ、プリンタ等の電源確保やホームページ等の情報発信方法を遠隔の他自治体と相互補完する等が考えられます。また、今回の震災により、危機管理対策、節電対策の一環としてテレワークが注目を集めました。テレワークとは「ICT を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」です。クラウド・コンピューティング技術の進展、ワークバランス、事業継続など様々な場面での活用が期待されています。

第3章 本市における情報化の現状と課題

本計画の策定にあたっては、市民に求められる情報化のニーズはもちろんのこと、これまでの情報化計画における進捗状況・達成状況や、本市が抱える情報化の問題点、解決すべき課題を把握し、情報化計画へ反映するための方向性を明確にする必要があります。そのため、地域の情報化に関する市民意識調査とともに、市役所内における情報化の現状調査を実施しました。

3.1 情報化の現状

(1) 情報化に対する市民ニーズ

本市では、地域の情報化を推進するにあたって、地域の情報化の現状と市民ニーズを的確に把握するため、2011年9月に「市民意識調査」を実施しました。また、この結果に基づいて、本市が進むべき情報化の方向性を明らかにし、本計画で取り組むべき施策・事業へ反映するため、市民ニーズを分析・整理しました。

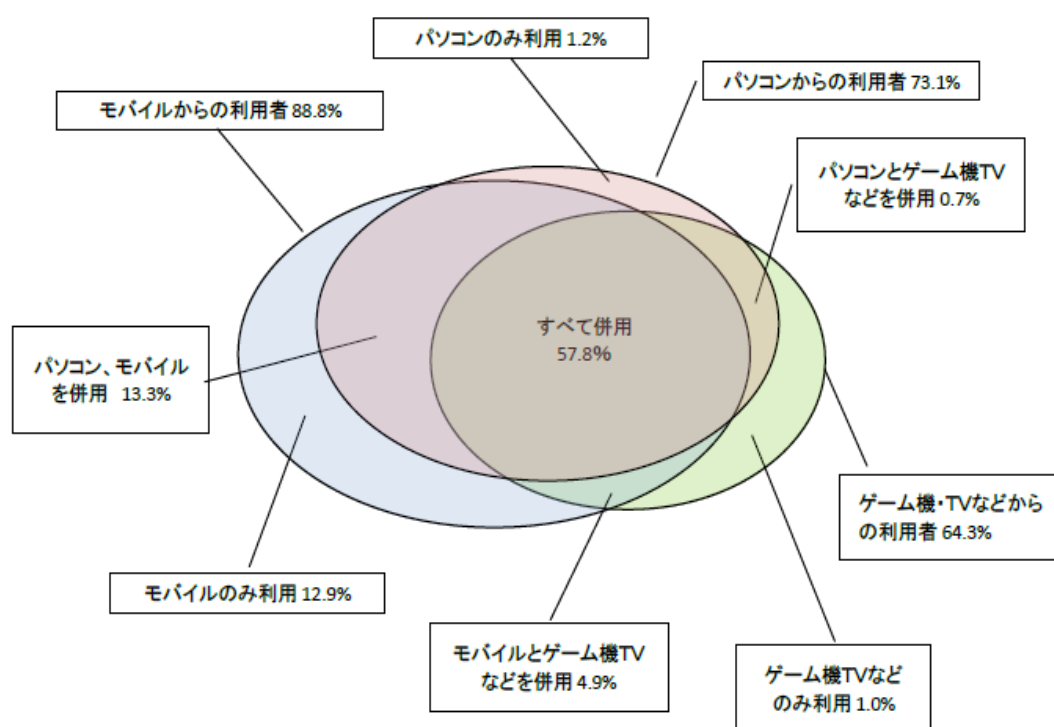
図表 3-1 情報化に対する市民ニーズ

カテゴリ	情報化に対する市民ニーズ
安全・安心対策の充実	・ 防災・防犯・災害情報の充実 ・ 保健・福祉・医療情報の充実 ・ 個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化
情報機会の確保と情報格差の是正	・ 公共施設での市民開放端末の充実 ・ 問い合わせ窓口の一本化、夜間・休日など対応時間の拡大 ・ 環境や年齢による情報格差の是正
情報提供方法・サービスの充実	・ テレビ、ラジオなど放送による情報提供 ・ コンビニエンスストアなど民間施設と連携したサービスの提供 ・ ワンストップサービス¹¹化 ・ 行政手続のオンライン化(電子申請手続の充実)
提供情報内容の充実	・ ホームページ掲載情報の鮮度向上・わかりやすさの改善 ・ ホームページの見やすさ、情報量の改善 ・ 情報の検索しやすさ、維持管理の改善 ・ 行政手続の情報の充実

¹¹ ワンストップサービス:一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービスのこと。様々な行政手続きをいっぺんに行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

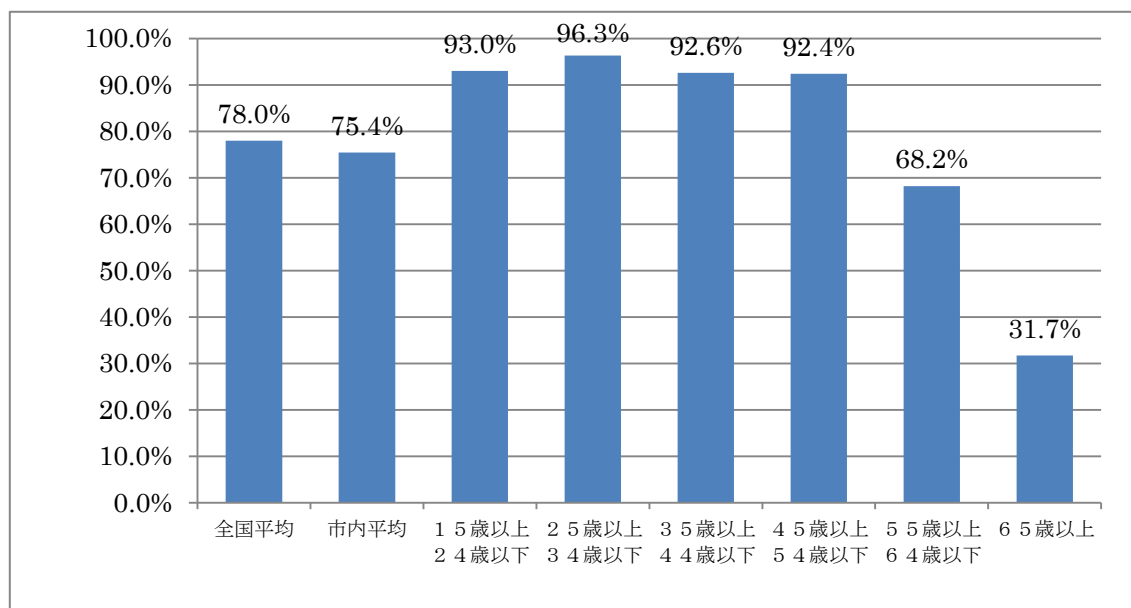
市民意識調査結果に基づき分析すると、市民ニーズとして、第一に挙げられるのが「安全・安心対策の充実」です。2011年の震災の影響もあり、豊かな市民生活を送るための重要な基盤として、「安全・安心に関する情報」は強く市民から求められています。特に、防災・防犯分野や、保健・福祉・医療分野などの情報は関心が高く、回答者の96%以上がこれらの情報を重要と考えています。情報機器の所有率はパソコンが78%、携帯電話は89.9%と高い数字になっており、これらの機器を活用して、迅速かつ広範囲に情報を提供することが求められています。

図表 3-2 ICT 機器別利用状況



また、情報化の進展に伴い、情報弱者に対する配慮が必要であることが挙げられます。今回のアンケートでも、54歳以下の回答者で90%以上がインターネットを利用している半面、55歳以上での利用率は50%程度に留まるなど、世代間で数字に大きな差が出ています。これからは市民が必要とする情報へ誰もが簡単に到達できる機会を確保するとともに、より多くの人が情報通信手段に対するアクセス機会及び情報通信技術を習得する機会を得られるよう、格差を是正することが求められています。

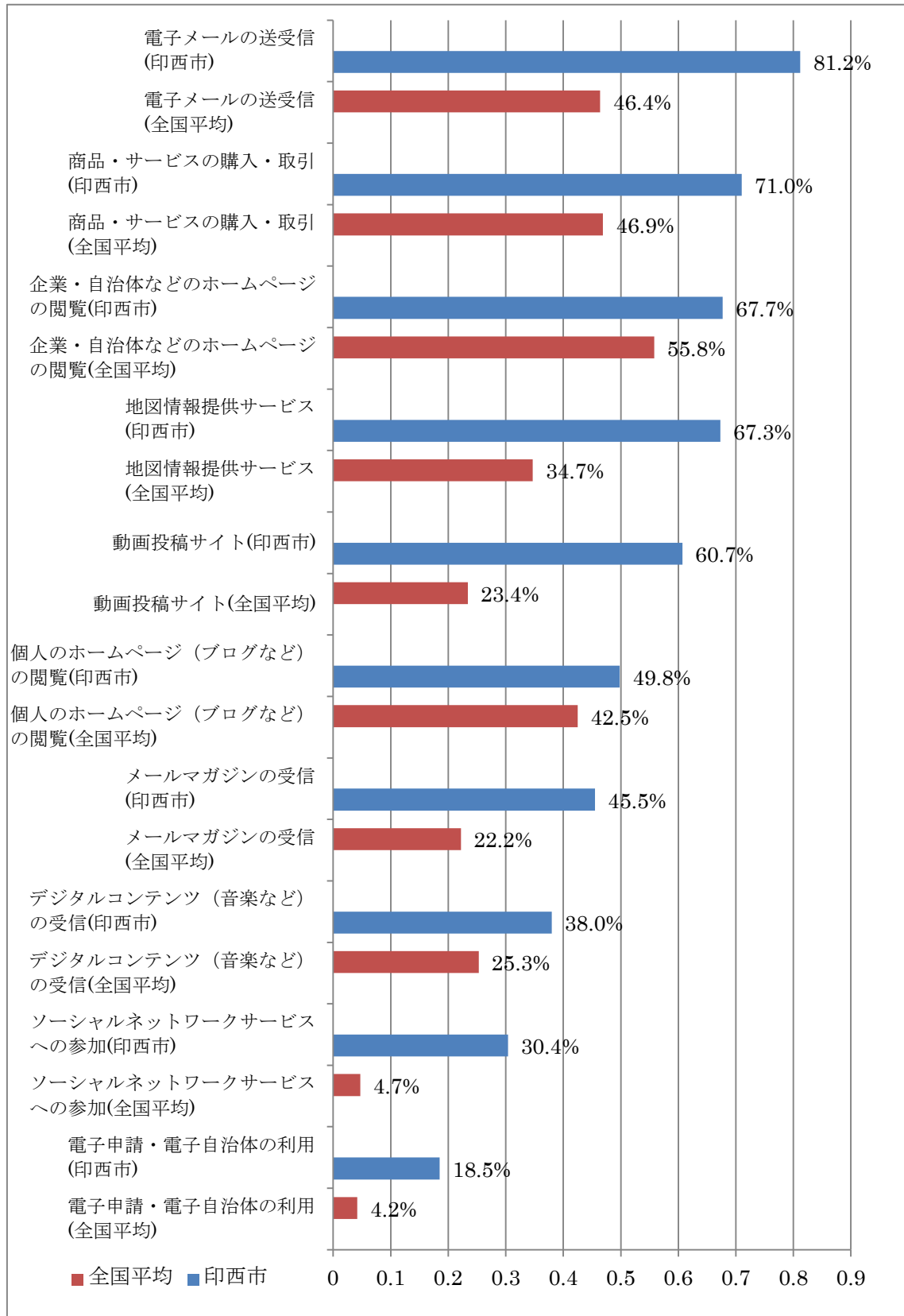
図表 3-3 世代別インターネット利用状況



さらに、情報化の進展は、従来の広報紙やホームページといった情報提供手段に加え、携帯電話、スマートフォンの普及、情報通信ネットワークの高速化、情報通信技術の高度化、地上デジタルテレビ放送の開始、個人による情報発信ツール（Twitter 他）の普及など、新たな情報提供媒体が多様化してきています。特に若い世代ではSNSなどの利用率が高く、多くの市民がこれらの多様かつ身近な機器からの情報提供に興味を持ち、期待しています。

また、情報提供手段だけではなく、提供される情報の質についても、多くの市民から改善を求められています。特に市ホームページや広報いんざいは利用者が多い分、様々なニーズに対応しきれず、「情報が探しにくい」、「もっと詳しい情報が知りたい」など、多数の要望がありました。「誰に、何を、どの程度、どのタイミングで、どんな手段を使って情報提供するか」を判断し、効率的に運営していくことがこれからの行政に求められています。

図表 3-4 目的別インターネット利用状況

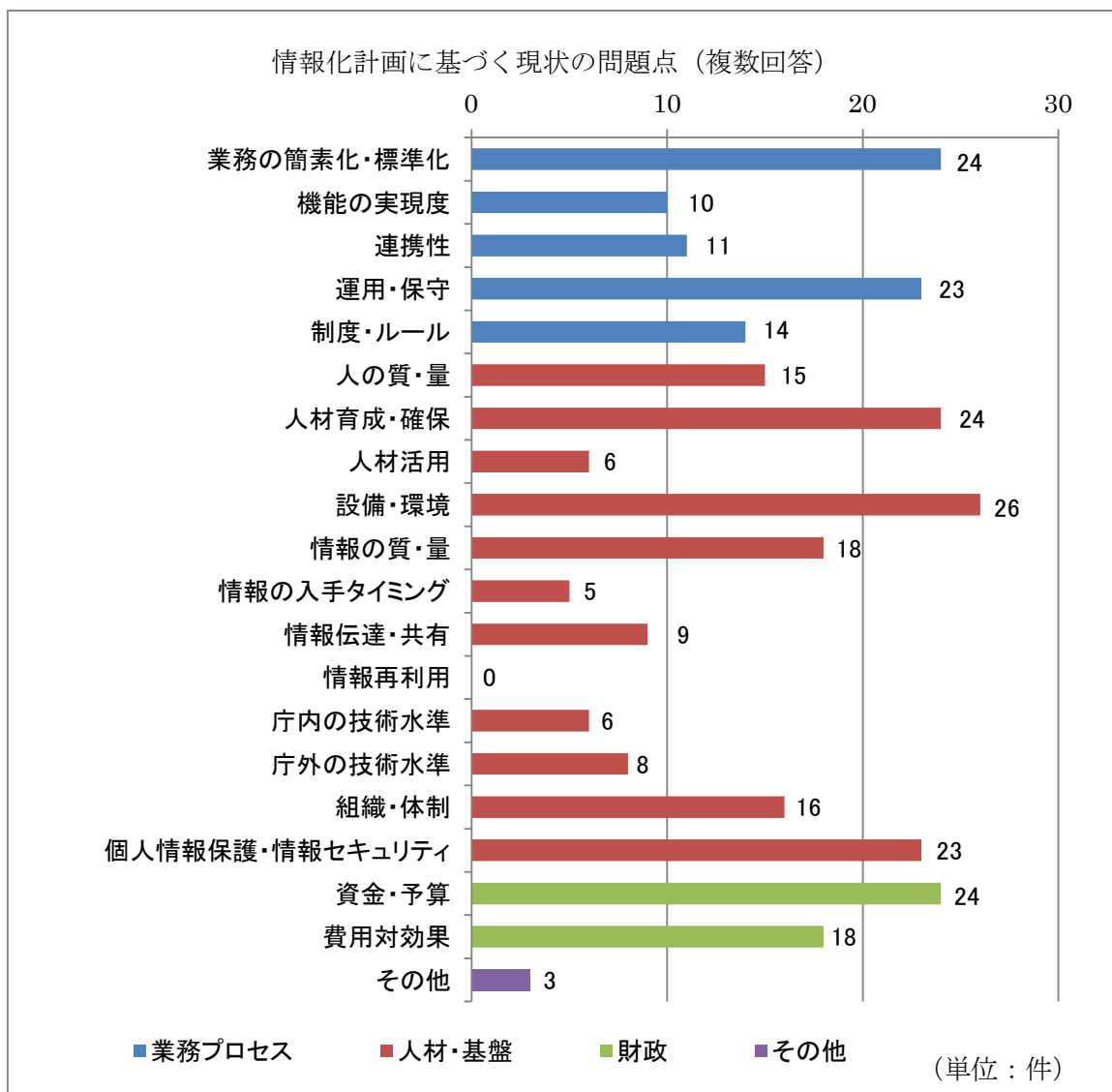


(2) 情報化に対する庁内の問題点

市民意識調査と同時に、市役所内における情報化の現状について、庁内の関係部署に対してアンケート及びヒアリング調査を実施しました。これらの調査結果に基づき、現状における情報化の課題や、今後の目標となる計画を抽出し、整理しました。

次の表は、庁内の各部署に対するアンケート及びヒアリング調査結果について、前情報化計画に基づき、現状の問題点をカテゴリ別に整理し、定量的な分析も行ったものです。

図表 3-5 庁内アンケート結果



カテゴリ別に分析した結果を見ると、「設備・環境」が最も多く、次いで「業務の簡素化・標準化」、「人材育成・確保」、「資金・予算」、「運用・保守」、「個人情報保護・セキュリティ」が続きます。

この結果から、情報化を推進していくための課題としては、システム自体の問題だけで

はなく、人材、業務、財政など、様々な阻害要因があることが分かります。自治体の業務は、法令・条例に則って実施されることから、情報化施策・事業を展開するためには、関係する制度の見直しや、費用対効果を事前に予測して予算を確保すること等を合わせて行うことが重要となります。

また、システムの「業務の簡素化・標準化」、「運用・保守」については、度重なる制度改正によるシステム改修により運用が複雑化していることや、合併によるシステムの更新により環境が変化しているなどの理由が挙げられます。今後のシステムの構築・導入に際しては、市民ニーズや法制度等に柔軟に対応し、共同利用やクラウドシステムも視野に入れた最新の ICT を適用していくことがシステムの構築において重要となります。

(3) 情報化に対する問題点の整理

市民及び庁内のアンケート結果を基に、本市における情報化の現状の問題点について、「市民・事業者」、「業務プロセス」、「人材・基盤」、「財政」の4つの視点で整理すると、以下の様になります。

図表 3-6 本市における情報化の主要な問題点

視点	主要課題	具体例
市民・事業者の視点	窓口となる施設が少なく、手続きが煩雑	・ 問合せ先がわかりづらい ・ 複数の窓口で手続きしなければいけない ・ 公金支払の窓口が少ない ・ 電子申請の手続きが少ない
	提供情報の質・量・タイミングが適正でない	・ ホームページが見づらい、情報を探しにくい ・ 防災情報や医療機関情報をもっと充実させてほしい ・ 防犯情報発信に時間差が生じる
	市民との連携不足	・ 市民との情報交流がない ・ 市民の意見を聞く場が少ない
業務プロセスの視点	業務の効率化・簡素化が不十分	・ 決裁に時間がかかる ・ システムが効率よく運用されていない
	庁内の情報共有・伝達が不十分	・ 庁内間の電話問い合わせが多い ・ 共有が不十分なため、業務の効率が上がらない
	業務知識の継承が困難	・ 業務のマニュアル化が進んでいない ・ 専門的な市民ニーズに対応できない
	市民ニーズの把握方法がない	・ 市民ニーズにあった行政運営が行えない ・ 市民が求める情報化ができない
人材・基盤の視点	職員の情報リテラシー(情報活用能力)不足	・ パソコン活用能力に職員間で大きな差が生じている
	職員の情報セキュリティに対する認識不足	・ 職員の情報セキュリティへの関心が薄い
	情報機器・情報利用環境の整備の遅れ	・ ハードウェア、ソフトウェアの統一がされていない ・ 標準的なインターフェースが整備されていない
財務の視点	情報化に関する費用対効果が見えない	・ 情報化に関する予算の確保が困難

3.2 課題の整理

「3.1 情報化の現状」に基づいて、国や県、他自治体の情報化の動向、新たな ICT を考慮し、今後、本市が取り組むべき情報化課題を同様に 4 つの視点で整理し、本計画に反映いたします。

図表 3-7 今後本市が取り組むべき主要課題

視点	主要課題
市民・事業者 の視点	・ 市民の「安全・安心の確保」に資する情報提供の拡充 ・ 市民に身近な場所への行政窓口・行政情報端末の設置 ・ 行政窓口・市ホームページのワンストップ化 ・ 市ホームページのユニバーサルデザイン化 ・ 市ホームページへの情報掲載の効率化・迅速化 ・ 市民ニーズにあった電子申請手続の推進 ・ 行政サービス・情報提供手段の多様化への対応 ・ 官民協働による公共サービスの提供拡大 ・ 市民の情報リテラシー向上
業務プロセス の視点	・ 業務・システムの効率化・簡素化 ・ 庁内の情報伝達・意思決定の迅速化 ・ 庁内の情報共有の促進 ・ 市民ニーズの収集手段の確立 ・ 各種行政機関・団体との情報連携の強化
人材・基盤の 視点	・ 職員の情報リテラシー向上 ・ 情報セキュリティ体制の強化 ・ 情報利用環境の整備・拡充 ・ グリーン ICT 化の推進
財務の視点	・ 情報化施策・事業に関する評価の仕組みづくりの推進

第4章 基本施策と施策体系

4.1 基本理念と基本施策

本計画は、飛躍的に発展する情報通信技術（ICT）を有効に活用し、すべての市民が情報化の利便性を享受できる環境を創り、市民生活や産業活動の向上、地域の活性化、行政サービスの向上などを目的とした、情報化施策を総合的・計画的に推進していくための計画です。

そのため本計画では、本市が目指すべき姿（あるべき姿）を、次のような情報化の基本理念として設定し、情報化を推進していきます。

基本理念： 『 市民が安全・安心に暮らせる情報化社会 』

また、本計画では理念を実現するために、利用者の視点、技術的な視点など、情報化社会を享受するために欠かせない3つの視点でとらえました。

【情報化社会を実現するための3つの視点】

- ① 市民・事業者の視点
- ② 業務プロセスの視点
- ③ 人材・基盤の視点

① 市民・事業者の視点

民間企業が顧客へ製品やサービスを提供していくのと同様に、自治体も市民に対する一種のサービス業であり、市民を「顧客」ととらえ、顧客にとっては「サービスが欲しいときが必要なとき」と考えました。

② 業務プロセスの視点

サービスを安定的かつ効率的に供給するためには、安定して働く道具（システム・アプリケーション）や業務窓口の構築が必要不可欠と考えました。

③ 人材・基盤の視点

優れた技術やシステムを導入しても、それらを操作する「人」が、これらを使いこなす力やネットワーク基盤など機器の整備が欠かせないと考えました。さらにこれらを実現する過程で、地球環境に配慮したグリーン ICT への取組も不可欠なものであります。

本計画では、このような情報化の基本理念に基づき、達成すべき将来の目標として、次に挙げる3つを基本施策として設定しています。

基本施策1： 情報が見える・使える

【市民・事業者の視点】

市内に在住・在勤・在学する人や市内に立地する企業に対して、従来の市役所窓口による行政手続や広報等の行政サービス提供手段に加え、誰もが、いつでも、どこでも、安全・安心に行政サービスを享受できるように、ICTを活用した簡単・便利な行政サービスの提供を拡充していきます。

基本施策2： 市民に役立つ業務の効率化・高速化

【業務プロセスの視点】

本市ではICTを活用し、市民に見える市役所づくりを目指して、市役所の事務・事業実施状況や財務状況の透明性を確保するとともに、市民に理解されるよう市役所内部の業務の効率化・高度化を図っていきます。

基本施策3： 人のための情報環境づくり

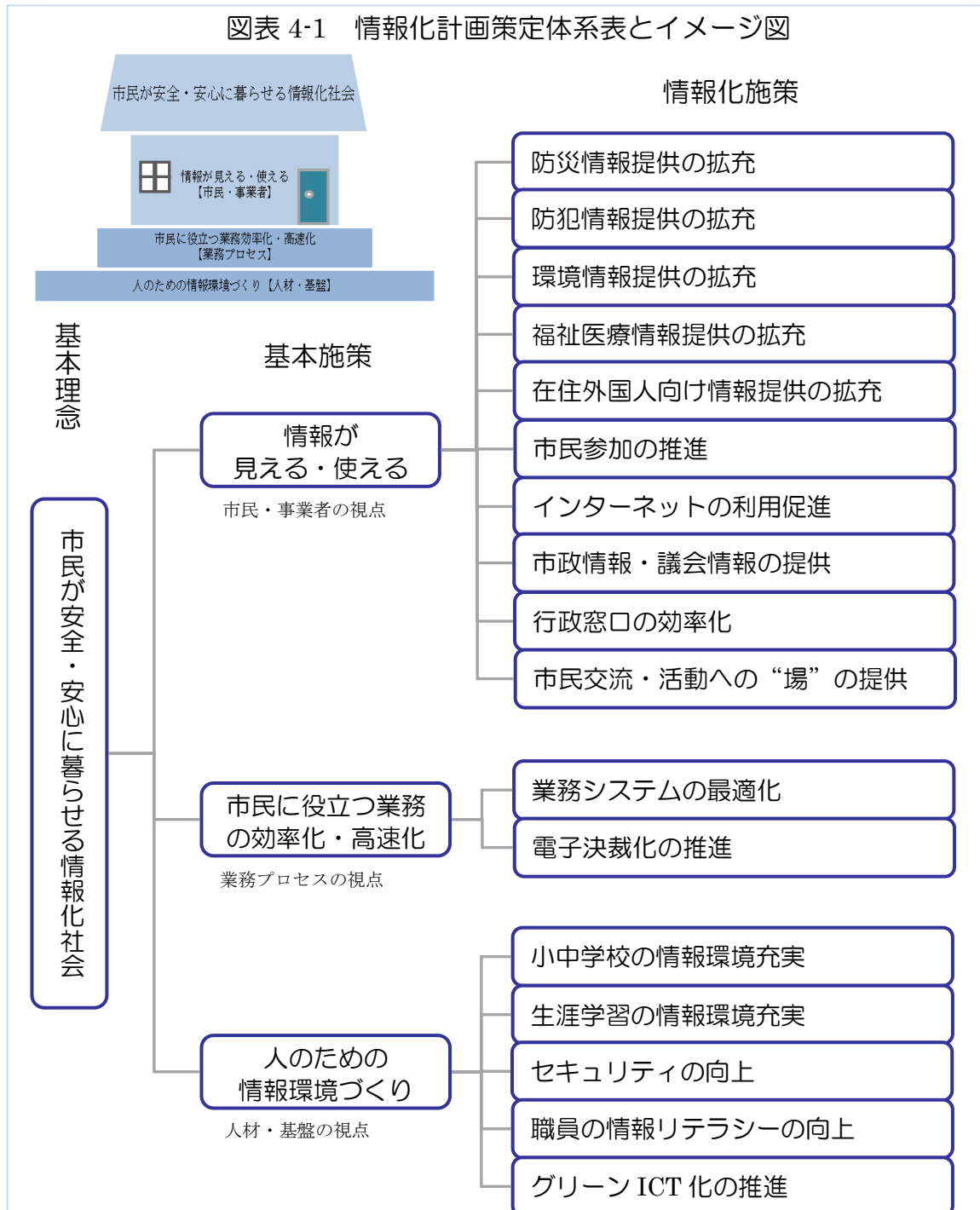
【人材・基盤の視点】

ICT技術は「道具」であり、道具の使い方を間違えると各種サービスの停止や情報漏えいなど、個人生活はおろか社会活動まで混乱を招きかねないものであります。そこで情報の利用者・管理者が安全かつ効率的に行える仕組みづくりを推進していきます。

また、自然環境に配慮した情報基盤の構築を推進していきます。

4.2 情報化施策の体系

本計画では、情報化の基本理念及び基本施策に基づき、これらを具体化するものとして、基本施策及び情報化施策を設定し、以下のような情報化施策体系を策定しました。



イメージ図は、この体系を「家」に例えたものです。「地面」（人材や基盤）の上に「土台」（業務プロセス）があり、その上にある「情報化社会」という「屋根」を持つ「家」に市民・事業者が暮らしていることをイメージしたものです。

第5章 情報化施策の展開

5.1 情報が見える・使える

「市民が安全・安心に暮らせる情報化社会」を実現するには、市民に対して「安全・安心」に関わる各種の情報を、行政が積極的に提供していく必要があると考えています。

本市では、広報紙やパンフレットなどの従来からの媒体と、ホームページや電子メールなどの ICT 媒体の双方を活用し、より多くの市民に対して情報が提供できるよう「市民が見える情報化」を推進するとともに、市民からの意見・問合せや、市民参加の機会を充実させる「市民が使える情報化」の推進を図っていきます。

(1) 防災情報の提供拡充

【現状】

本市では自然災害による被害を未然に防ぐため、市ホームページから国・県などの関係機関等のホームページへのリンク、千葉県総合防災情報システムや気象庁の防災気象情報提供システム等からの情報収集などを実施しています。

平成 18 年 11 月から登録制の「緊急情報発信システム」の運用を開始しました。このシステムは電子メール配信形態により、多くの市民が持つ携帯電話やパソコンに対応しており、登録されたユーザに対し防災情報や防犯情報を配信しています。

また、本市では平成 23 年 6 月から、災害時の緊急情報を一斉配信する NTT ドコモの「エリアメール¹²」を県内ではじめて導入すると共に、平成 24 年 1 月には、新たにソフトバンク及び au が同様のサービスである「緊急速報メール」の配信サービスを開始したことを受けて、「緊急速報メール」を活用した災害・避難情報の配信を開始いたしました。

「エリアメール」及び「緊急速報メール」は、ユーザ登録不要の携帯電話向け災害情報伝達手段で、印西市内で利用されている NTT ドコモ、ソフトバンク、au 各社の携帯電話（各機能に対応した機種に限る）に、情報を配信するシステムで、このシステムを利用することで、「緊急情報発信システム」に登録していない、仕事や買い物で印西市を訪れた方も情報を受信することが出来ます。

また、災害時における通信経路を確保するため、合併前に旧市村で個別に整備されていた防災行政無線の整備統合工事を、平成 23 年度から 3 ヶ年の計画で実施していきます。

¹² エリアメール：(株)NTT ドコモが無償で提供している緊急速報サービスで、緊急地震速報や国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを受信できるサービスのこと。a u、ソフトバンクも 2011 年より同様のサービスを開始している

【方向性】

市民の防災意識を高め、日頃から災害に対する備えを呼びかけるとともに、災害時に必要な情報を提供するシステムを構築し、安心して生活できるまちづくりを目指します。

市民の安全・安心を確保するためには、行政機関からの情報提供といった「公助」だけでなく、自治会・町内会や自主防災組織などによる地域社会の中で災害時に助け合う「共助」や、市民自らが自身の安全を確保する「自助」も重要であると考えています。本市では、このようなことを踏まえ、「共助」や「自助」などの啓発に係る情報提供を図っていきます。

また、オフィス街や大手ショッピングセンターの進出を受け、市外からこれらの施設に訪れている方達に対しての情報提供や、平成23年3月の震災経験を踏まえ、他市町村と連携しての情報基盤強化を図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①防災情報提供の拡充	今後、市民個々に対しては、「緊急情報発信システム」における防災に関する情報発信内容を拡充するとともに、災害時における避難場所と市災害対策本部との迅速な情報伝達、情報共有などができる仕組みをICTにより支援する。 ①-1 緊急情報発信システムの拡充（防災課） 「緊急情報発信システム」を活用し情報提供を行うため、防災情報以外の内容の拡充を図る。 また、「緊急情報配信システム」の利用にはユーザ登録が必要となるため、広報などにより加入の推進を図る。 ①-2 通信手段の拡充（防災課） 市内の避難所に防災行政無線（移動系）を整備し、災害時の通信手段の整備を図る。 また、エリアメールや緊急速報メールの導入により、仕事や買い物で印西に訪れた市民以外の方への、情報伝達手段の拡充を図る。 ①-3 他市町村との相互連携（秘書広報課・防災課） 災害時等、市ホームページを維持できない場合や、アクセスが集中するような場合に備え、他市町村と協力体制を築き、情報基盤の維持、強化を図る。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 緊急情報発信 システムの拡充	運用				
					評価・見直し
①-2 通信手段の拡充	構築(無線)		運用		
					評価・見直し
①-3 他市町村との 相互連携	検討・構想		検討結果に基づき実施		

(2) 防犯情報の提供拡充

【現状】

本市では、地域ぐるみの防犯への取り組み支援として、各自治会・町内会及び防犯組合等への FAX による情報提供を実施しておりますが、登録されていない団体や、情報受信後の対応が異なる団体などがあるため、広報などをとおして加入を推進するなど、より多くの市民に情報が伝わるよう図っていきます。

【方向性】

関係機関との連携を図り、防犯情報の提供を充実させることで、市民にとって安全で住みよいまちづくりを目指します。

本市では、防災同様、行政からの「公助」だけでなく、将来的に「共助」や「自助」などの啓発を推進することで、安全で住みよいまちになるよう図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①防犯情報提供の拡充	登録制の「緊急情報発信システム」とは別に、児童・生徒の保護者を中心に「学校防犯メール」を配信するなど、より多くの方

事業名	実施項目
	に情報を配信できるよう到達率の向上を図る。また、被害者保護や提供情報の内容により、適切な情報提供手段を選択し、市民の安全・安心の確保へ取り組んでいく。 特に、子どもの安全・安心を確保するための小中学校やPTA、地域などが連携していく「共助」については、重要かつ、早急に取り組むべき課題であると考えており、情報化による支援について検討を進める。 ①-1 学校防犯メールシステムの拡充（学務課） 不審者情報や防犯情報を、子ども110番の家や安全パトロールの方々にも伝え、地域ぐるみの安全・安心に対する体制づくりの強化を図る。 ①-2 保育園・学童クラブ・幼稚園向け防犯メール構築（保育課・指導課） 現在小中学校で利用している学校防犯メールシステムを活用し、保育園・学童クラブ・幼稚園の保護者などへの連絡手段の拡充を図る。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
①-1 学校防犯メールシステムの拡充	運用				
					評価・見直し
①-2 保育園・学童クラブ・幼稚園向け防犯メールの構築	構築	運用			
					評価・見直し

(3) 環境情報の提供拡充

【現状】

本市では、地球温暖化対策や循環型社会の実現に向けて、リサイクルに対する市民意識を高めるため、ごみの分け方・出し方や不用品に関する情報や、市全体で自然環境保護の意識を高めるための環境情報（大気・水質・土壌などの調査結果）の提供を、広報紙や市ホームページなどを通じて実施しているところです。

しかし、目当ての情報をホームページから検索することが難しい場合や、情報提供の更新頻度に遅れが出る場合もあり、改善を検討していきます。

【方向性】

地球温暖化対策や循環型社会の実現に向けて、リサイクルに対する市民意識を高めるため、ごみの分け方・出し方や不用品に関する情報提供の充実を図ります。また、市全体で自然環境保護への意識を高めるために、環境情報の提供を行っていきます。

今後、ごみの排出量や不用品に関する情報及び環境情報などの内容について、より一層の充実を図っていきます。

また、環境情報をより直感的に、ビジュアル的に市民へ提供できるように、市保有の地図情報を活用し、インターネットを通じた情報提供を実施していく予定です。

【実施事業】

事業名	実施項目
①ごみの減量化・資源化の促進	市民一人ひとりのごみ発生抑制・資源化意識を高めるため、資源とごみの分け方・出し方など、ホームページの掲載内容の充実を図る。 ①-1 ごみ排出量の情報提供充実（クリーン推進課） ①-2 ごみの種類（品目）ごとの出し方の情報提供充実（クリーン推進課） ①-3 市の施策などの情報提供充実（クリーン推進課）
②ごみの発生抑制・再使用の促進	循環型社会への転換を目指し、不用品を譲りたい人と譲り受けたい人との情報交流の場の充実を図る。また、家具のリサイクル等、再利用の促進を図る。 ②-1 不用品情報交流の場の提供充実（クリーン推進課）

事業名	実施項目
③環境データの公開	環境に関する市民意識の向上を図るため、大気・水質・土壌など、市民生活に影響のある環境調査情報を広く公開する。 ③-1 大気・水質・土壌などの調査結果の公開（環境保全課） ③-2 環境マップ[°]の作成と公開（環境保全課） 環境変化の指標となる動植物や湧き水などの分布状況を公開する。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 ごみ排出量の情報 提供充実	実施				評価・見直し
①-2 ごみの種類（品目） ごとの出し方の情報 提供充実	実施				評価・見直し
①-3 市の施策などの 情報提供充実	実施				評価・見直し
②-1 不用品情報交流の 場の提供充実	実施				評価・見直し
③-1 大気・水質・土壌な どの調査結果の公開	実施				評価・見直し

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
③-2 環境マップ [○] の作成 と公開	検討・構想	構築	運用		
					評価・見直し

(4) 福祉医療情報提供の充実

【現状】

本市では広報紙や、市ホームページにより、高齢者、障がい者及び子育て世帯などに対する様々な福祉関連の情報や、保健・医療分野における各種保健事業や医療機関情報などを提供しています。しかし、担当部署ごとに情報を管理しているため情報が点在しており、総合的な情報体系の見直しや、市ホームページの改善が必要であると考えています。

また、「情報化に関する市民意識調査（平成 23 年度）」でも、「医療情報の充実」を求める意見は多く、市としてもより多くの情報を提供できるよう検討していきます。

【方向性】

高齢者、障がい者や子育て世代などに対し、福祉関連の情報をわかりやすく容易に知り得ることができるよう、情報提供の充実を図ります。また、市の保健事業や医療機関情報の積極的な提供や、健康増進・健康教育を推進するための活動支援体制の整備を行い、安心して生活できるまちづくりを目指します。

福祉医療分野においては、各種保健事業や医療機関情報などに関する情報を整理・体系化して、市民に分かりやすい情報提供ができるように改善していきます。

また、市内・周辺地域・県内にある医療機関情報などを提供できるよう、官民連携の充実や、インターネット以外の手段によるこれまでどおりの情報提供や、相談業務を継続するなど、市民が安心して生活できるまちづくりを推進していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①健康生活コーディネート事業の推進	市と民間事業者が連携し、「科学的根拠に基づく個別運動栄養プログラム（e-wellness システム）」により、市民の健康状態や生活習慣に適した健康プランを作成し、生活習慣病の防止、寝たきりの防止対策等のコーディネートを行う。 ①-1 科学的根拠に基づく個別運動栄養プログラム（e-wellness システム）の活用（健康増進課）
②福祉情報の提供充実	高齢者福祉サービス、障がい者福祉サービス、介護保険サービスや、ユニバーサルデザインを考慮した福祉情報などの情報提供の充実を図る。 ②-1 高齢者・障がい者等への情報提供の充実（社会福祉課・介護福祉課）
③緊急通報装置設置サービスの推進	65歳以上のひとり暮らしの方、又は65歳以上の方のみで構成される世帯の方や、ひとり暮らしの重度心身障がい者で、日常生活に支障をきたす方の緊急事態に備えて、緊急通報装置設置の推進を図る。 ③-1 高齢者・障がい者等への緊急通報装置設置サービス事業の推進（社会福祉課・介護福祉課）
④保健・医療機関の情報提供の充実	市ホームページによる保健事業情報の提供及び市民公開用GISによる医療機関情報の提供の充実を図る。 ④-1 各種保健事業の情報提供（健康増進課） ④-2 医療機関情報の充実（健康増進課）
⑤子育て情報の提供	インターネットを活用した子育て情報の提供を充実させるなど、安心して子育てができる支援体制の充実を図る。 ⑤-1 子育て情報提供の充実（子育て支援課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 科学的根拠に基づく 個別運動栄養プログラ ム(e-wellness シス テム)の活用	運用 				評価・見直し 
②-1 高齢者・障がい者等 への情報提供の充実	実施 				評価・見直し 
③-1 高齢者・障がい者等 への緊急通報装置設 置サービス事業の推 進	実施 				評価・見直し 
④-1 各種保健事業の 情報提供	実施 				評価・見直し 
④-2 医療機関情報の 充実	検討・構想 	実施 			評価・見直し 
⑤-1 子育て情報提供の充 実	実施 				評価・見直し 

(5) 外国人市民向け情報提供の充実

【現状】

現在、市ホームページにおいて、外国人市民に対する生活関連情報の提供を行うとともに、広報いんざい1日号を英訳し、抜粋版として、毎月1回配布しておりますが、それだけでは十分な対応とはいえません。市内には40ヶ国以上の国籍からなる外国人市民が暮らしていることから、言語に配慮した情報提供の充実が課題となっております。

【方向性】

ICT を活用し、外国人市民向けの生活情報提供を充実させるなど、「互いの文化を認め合い尊重しながらともに歩める社会」を目指します。

多文化共生社会の実現を目指して、ホームページの多言語対応など、外国人に対する情報提供を推進していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①外国人市民向け情報提供の充実	外国人市民に対し、ホームページ上で生活関連情報の提供充実を図る。 ①-1 外国人市民向け情報の提供(企画政策課・秘書広報課)

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 外国人市民向け情報の提供	運用 				評価・見直し 

(6) 市民参加の推進

【現状】

市では、各課から市民参加を推進するため市政情報を提供し、また、ホームページを通じて市に対する意見や問合せなどを募集しています。

【方向性】

インターネットを活用した電子メールによる各課への意見・問合せや市民参加を推進するため、情報提供する目的や対象者等に応じた適切なタイミングを判断し、市民意見を行政活動に積極的に反映させるよう、情報提供の充実を図る。

本市では、市民生活に直結する問題や、「まちづくり」等の地域課題に対する各施策・事業について、広く市民の意見を取り入れていく必要があると考えています。そのため、市に対する意見や問合せなどを広く取り入れることのできる情報提供の充実を図ります。

【実施事業】

事業名	実施項目
①市民参加しやすい情報提供の充実	市民参加を推進するため、市政に関する情報を適切な時期に分かりやすく提供すると共に、市民が市の行政活動に関わるために、どのようなことが必要となるのかを良く認識した上で、積極的な情報提供に努める。 ①-1 市民参加しやすい情報提供の充実（各課・企画政策課）
②市民からの意見・問合せ対応の充実	市民からの意見・問合せなどの対応に電子メールを活用し、対応時間の短縮を図る。また、内容をデータベース化し共有することで、職員ごとの対応の違いや齟齬を防ぐなど、意見・問合せ窓口の充実を図る。 ②-1 市民からの意見・問合せの充実（秘書広報課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 市民参加手続の充実	実施				
					評価・見直し
①-2 市民からの意見・問合せの充実	検討・構想	実施			
					評価・見直し

(7) インターネットの利用促進

【現状】

本市では、パソコンを保有していない市民の方々も情報化の利便性を享受できるように、公民館・図書館などの公共施設に対し、誰もが自由に利用できるパソコンを設置しています。ただし、悪質な Web サイト¹³やコンピュータウイルスから利用者を保護するため、Web サイトの閲覧や、ソフトウェアのインストールなどは、ある程度制限されています。

¹³ Web サイト：ひとまとまりの Web ページ群、または Web ページのインターネット上での場所のこと。

【方向性】

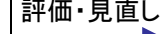
パソコンを所有していない人たちも、ICT の利活用による利便性を享受し、誰でも自由に利用できるようなインターネット環境提供の拡充を図ります。また、悪質な Web サイトやコンピュータウィルスから利用者を保護するため、セキュリティ対策をさらに強化するほか、市民向けのセキュリティ研修を検討するなど、利用環境の充実を図ります。

市民に開放する端末については、端末内に情報の残らない仮想環境の構築を検討するなど、セキュリティの確保を考慮しつつ、誰もが自由に利用できる環境をめざします。

【実施事業】

事業名	実施項目
①インターネットの利用促進	市民が自由に利用できるパソコンの設置については、継続して実施していきますが、今後の市民ニーズや使用状況を参考に、拡大、縮小等の検討を実施する。 ①-1 自由に利用できるパソコンの設置（情報管理課） 公共施設に市民が自由に利用できるパソコンを設置し、セキュリティの確保と情報環境の拡充を図る。 ①-2 市民向けセキュリティ研修の実施（情報管理課） 情報セキュリティについて研修を行い、情報リテラシーの向上と、情報格差の解消を図る。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 自由に利用できるパソコンの設置	検討・構築 	運用 			評価・見直し 
①-2 市民向けセキュリティ研修の実施	検討・構想 	検討結果に基づき実施 			評価・見直し 

(8) 市政情報・議会情報の提供**【現状】**

本市が主催する各種会議等の会議録については、基本的に市役所内に設置している行政資料コーナーで閲覧が可能となっています。また、そのうち一部の会議録については、ホームページ上でも公開を実施しています。しかし、そのほかの行政文書については、インターネット上での情報公開には至っておらず、窓口の閲覧手続きが必要となるのが現状です。

【方向性】

行政情報の電子化を通じて、情報の積極的な公開に努め、市民との行政情報の共有化を推進し、ひらかれた行政・議会を目指します。

本市では、市民から信頼される市役所を目指して、行政情報の積極的な公開について、情報公開請求がなくても、ホームページから閲覧できるよう自発的な情報提供を検討するなど、段階的に取り組んでいきます。

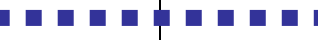
まずは、市役所内において公開されている行政資料コーナーの資料について、目録を作成し、ホームページ上での公開を予定しています。

また、情報公開請求についても、電子申請で行う場合、現在は申請書の提出までしか対応していないため、最終的には閲覧まで ICT を活用して実施できるよう、検討していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①総合文書管理システムの構築	情報公開条例に対応した情報公開システムを構築し、公文書の目録公開の電子化を実現し、市政情報の共有化を推進する。 ①-1 情報公開システムの構築（情報管理課）
②市政情報の提供	職員研修の実施や、編集機能の拡充について検討し、各課からホームページへの掲載情報の充実を図る。 ②-1 各課による情報掲載の充実（秘書広報課）
③会議情報の提供	表決システムの導入、会議録の公開などを検討し、ICT を活用した会議情報提供の拡充を図る。 ③-1 議会中継システムの拡充（議会事務局）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 情報公開システムの構築	検討・構想 	検討結果に基づき構築・導入 			評価・見直し 
②-1 各課による情報掲載の充実	実施 				評価・見直し 
③-1 議会中継システムの拡充	検討・構想 	運用 			評価・見直し 

(9) 行政窓口の効率化

【現状】

本市では、市役所や出張所等の窓口業務における効率化・簡素化、利便性の向上を図ってきましたが、市民の時間的な制約を取り除くためには、電子行政窓口の推進は欠かすことが出来ないものであると考えています。平成19年度より千葉県及び県内市町村と電子申請システム及び電子入札システムの共同利用を開始しております。しかし、現在の電子申請システムでは料金の収納などが行えず、市民や事業者に対して完全な電子窓口を提供できているとは言えない状況です。

平成23年度に行った市民意識調査で、重要だと思うインターネットサービスについての質問をしたところ「市役所や出張所に行かなくても、住民票の写し等の申請手続きができる（電子申請）」との回答が8割を超え、市民の行政手続の電子化に対する関心の高さがうかがえる結果となっており、引き続きシステムの拡充や、利用者への周知を推進していきます。

また、情報化の進展に伴い、ICTを利用した電子行政サービスが拡充されていくなか、ICTを活用したサービスの利便性を向上させていくとともに、ICTに馴染めない市民の方々に対しても、公平性を欠くことがないよう窓口対応を充実させていくことが求められています。

【方向性】

市ホームページの見直しを行い、ICT を活用した情報提供を推進していくとともに、電子自治体の実現に向け、国・県・他市町村の動きや、技術動向を研究し、ICT を活用した市民サービスの向上及び業務の効率化を図っていきます。

また、コンビニ収納・マルチペイメントサービスの導入など、窓口での対応も充実させ、ICT 以外でも市民サービスの向上を図っていきます。

電子行政窓口を推進する上で、すべての電子行政サービスの窓口となるホームページの高度化は不可欠となります。今後、個別に電子行政サービスが導入された場合、現状のままでは、その都度大きな変更が必要となってきます。そのため、将来的なホームページのあり方についてシステムの更新を含めた総合的な見直しを行い、電子行政の推進に柔軟に対応できるホームページを検討していくと共に、各種台帳のデジタル化や、電子申請システムの手続きの充実を図るなど、業務の効率化と市民や事業者の利便性向上に資するシステムを構築していきます。なお、システム構築については、費用対効果や人材確保の観点から、県及び県内市町村との共同利用を前提として検討していきます。

また、官民共同によるコンビニ収納及びコンビニ交付や、マルチペイメントサービスの導入などを実施し、ICT を利用しない市民サービスの向上についても検討していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①ホームページの高度化	ホームページのガイドラインの見直しを行い、トップページの見やすさの改善、検索機能の充実、アクセシビリティ¹⁴機能を考慮した、新 CMS（コンテンツマネジメントシステム）の導入を図る。 ①-1 検索機能の充実（秘書広報課） ①-2 アクセシビリティの強化（秘書広報課）

¹⁴ アクセシビリティ:「すべての人に対する利用しやすさ」の意味。例えば、文字の大きさや色の変更が可能であることや、画像や音声などには代替テキストによる注釈をつけるなどのこと。

事業名	実施項目
②窓口対応の充実	コンビニ収納や、マルチペイメントネットワーク¹⁵等を利用して、収納支払事務の窓口を増やし、市民の利便性向上を図る。 ②-1 収納支払事務の電子化に係る改善（情報管理課・関係各課）
③申請・届出手続きの電子化	③-1 各申請・届出手続きの電子化（情報管理課） 「ちば電子申請システム」で利用できる、申請・届出手続きを拡充し、電子行政窓口の推進を図る。 ③-2 市民等との共通フォーマット規定（情報管理課） 「OpenOffice.org」等を利用し、行政と市民が相互利用できる電子文書形式について検討する。
④入札・開札の電子化	「ちば電子調達システム」により、調達及び入札手続きのオンライン化の推進や、業務の効率化を図る。 ④-1 発注予定のホームページ公開（管財課） ④-2 電子入札・開札システムの充実（管財課）
⑤電子申告システムの検討	確定申告データ、給与支払い報告書、公的年金等支払報告書、特別徴収に係る各種届出、法人市民税申告で電子化に対応しており、今後は他市の状況を見ながら利用者数の増や、その他について検討する。 ⑤-1 電子申告システムの検討（市民税課・資産税課）
⑥多目的 IC カードシステムの検討	国の動向に注意し、複数の行政サービスで共通して利用できる IC カードの検討をする。 ⑥-1 多目的 IC カードの利用の検討（市民課）
⑦地図情報利活用の検討	統合型 GIS で整備した地図情報の中から、医療、防災、都市計画など市民に密着した情報を公開し、市民サービスの向上を図る。 ⑦-1 市民公開用 GIS の構築（情報管理課）

¹⁵ マルチペイメントネットワーク: 官公庁、地方公共団体及び民間企業等の収納機関と金融機関等を通信回線で結び、公共料金等(電話・ガス等の料金や税金)がインターネット等を通じてパソコン、携帯電話、ATM 等の各チャネルを利用することにより金融機関に納付された時に当該納付情報が金融機関から収納機関に通知されるネットワークのこと。

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 検索機能の充実	検討・構想 →	検討結果に基づき構築・導入 ■■■■■→	運用 →	→	評価・見直し →
①-2 アクセシビリティの強化	検討・構想 →	検討結果に基づき構築・導入 ■■■■■→	運用 →	→	評価・見直し →
②-1 収納支払事務の電子化に係る改善	運用 →	→	→	→	評価・見直し →
③-1 各申請・届出手続きの電子化	運用 →	→	→	→	評価・見直し →
③-2 市民等との共通フォーマット規定	検討・構想 →	→	→	検討結果に基づき構築・導入 ■■■■■→	→
④-1 発注予定のホームページ公開	運用 →	→	→	評価・見直し →	→
④-2 電子入札・開札システムの充実	運用 →	→	→	評価・見直し →	→
⑤-1 電子申告システムの検討	検討・構想 →	→	検討結果に基づき構築・導入 ■■■■■→	→	→

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
⑥-1 多目的 IC カードの 利用の検討	検討・構想 		検討結果に基づき構築・導入 		
⑦-1 市民公開用 GIS の構 築	検討・構築 	運用 			評価・見直し 

(10) 市民交流・活動への“場”の提供

【現状】

現在、各自治会・町内会等へは登録制で市から防災・防犯等の情報提供をFAXで実施していますが、受け取った情報などを町内会や市民に伝達する手段がない状況にあります。また、防災・防犯に限らず、各町内会内の意思決定・伝達、情報交換等のコミュニケーションについても、口コミや紙による回覧などで対応しているのが現状です。

最近ではネットワークを利用した民間サービスの普及により、町内会などの自治活動に限らず、趣味やスポーツ、文化的な活動など多種多様な市民交流や市民活動を通じてコミュニティが形成されています。本市ではこれらの市民交流や市民活動が活発化することが地域の活性化に繋がると考えており、魅力あるまちづくりのために、これらの基盤を整備することが、行政の役割であると考えています。

【方向性】

ICT を活用し、市民コミュニティによる自治活動を支援する場の提供や、市政や興味のあるテーマなどについて議論する場を提供することにより、情報の交換や市民の交流を促進し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進する。

本市では、市民交流、市民活動の活発化を促進するために、ICT を活用した“交流の場”の提供を検討していきます。将来的には、行政と市民とが相互に利用でき、情報交換だけではなく、新たな創意工夫、アイディアなどを発掘し、これからのまちづくり施策に反映できるような、ツール（道具）として役立てていくことも考えていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①地域や団体間交流の場の提供	市民活動団体同士のコミュニケーションの円滑化を促進するため、コミュニティサイトなど、ICT を活用した団体間交流の推進を図る。 ①-1 市民活動団体間のコミュニティサイト16の開設（市民活動推進課）
②市民公開用 GIS による地域コミュニティの推進	インターネット端末や GPS カメラ付携帯電話を活用し、市民からの情報提供の場として情報交換できるサイトの開設を図る。 ②-1 GIS を利用した地域コミュニティへの場の提供（市民活動推進課）
③地域の経済活動における情報活用の推進	ハローワークなどと協力し、就業・雇用情報を集約して提供できるようなサイトの開設を検討する。 ③-1 就職・雇用情報提供の拡充（経済政策課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 市民活動団体間の コミュニティサイトの 開設	検討・構想 	検討に基づき構築・導入 			
②-1 GIS を利用した地域 コミュニティへの場 の提供	検討・構想 		運用 		評価・見直し 
③-1 就職・雇用情報提供 の拡充	検討・構想 	検討に基づき構築・導入 			

16 コミュニティサイト：住まいや趣味などを共有する人々があつまる、情報交換などのコミュニケーションを中心とした Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築できる場として近年普及が進んでいる。FaceBook、mixi などが有名。

5.2 市民に役立つ業務の効率化・高速化

市民に理解される行政運営を実現していくためには情報提供の充実や、市民参加の充実だけではなく、業務の効率化・高速化も重要であると考えています。

そのため、本市では業務の透明性を確保するとともに、業務システムの改善により、ICT化のメリットを最大限に活かせるよう、業務の効率化・高速化を図っていきます。

(11) 業務システムの最適化

【現状】

本市のみならず、行政では以前から電算化（システム化）が進められており、現在では、自治体業務の多くがシステム環境を必要としています。

システム化の際には、その都度、当時としては最先端の技術を適用してきましたが、近年における ICT の進展は目覚しく、また、高速回線やモバイル端末の普及など市民生活や社会環境の変化もあり、古いシステムでは効率的な業務の実施が困難となることも考えられます。

これらのシステムを今後も維持・管理していくための運用・保守費用も膨大なものとなってきています。一方、業務の側面からも、従来の組織運営では、今後の行政需要に対応することが困難な状況になることが予想されるため、人・組織・情報システムを含む業務の抜本的な見直しが全庁的に必要となっています。

【方向性】

業務内容と情報システムの関連を見直し、効率的かつ適正な価格での情報システムの導入・運用を図っていきます。

本市では、業務を含めシステム全体を再度見直し、制度改正やソフトウェア・ハードウェア環境の変化等に左右されず、かつ、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる柔軟で拡張性のあるシステムを目標とし、業務・システムの最適化を図っていきます。

さらに、システム開発や運用等の情報化におけるコストを抑制するために、調達のあり方を見直し、改善を図っていく予定です。

また、業務実施手順の作成など、マニュアル化を推進することで、窓口対応における知識や経験などを蓄積し、活用できる仕組みづくりについて検討していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①窓口業務の簡素化・効率化に係る改善	現在の業務に合わせた運用の見直しや、システムの利便性向上を図る。また、業務ごとのマニュアル作成や、FAQ 管理システムを構築するなど、情報を蓄積し、業務の効率化を図る。 ①-1 窓口システムの効率化に係る改善 (情報管理課・行政管理課・関係各課)
②業務システムの最適化	多様化、高度化する市民ニーズに対応できる柔軟性・拡張性があるシステムや、より安価で質の高いシステムの導入を図る。また、専門性の高い業務は、費用対効果を考慮し、アウトソーシングも検討する。 ②-1 単体システムの最適化 (各課)
③電算業務見える化の推進	業務改善を推進するにあたり、現在の業務フローを図化することは必要不可欠であり、効率化のためのわかりやすい業務マニュアルの作成にも有効な手段である。そこで、住民情報系システムを利用している窓口業務などを対象に業務フロー図の整備を図る。 ③-1 業務フロー図の作成 (情報管理課・行政管理課・各課)
④基幹系システムの構築	住民記録、税、国保などの基幹系システムと、それに連携するシステムの最適化及び効率的な運用を図る。基幹系システムの見直しにあたり、関係各課によるプロジェクトを設置する。 ④-1 基幹系システムの構築 (情報管理課・関係各課) 国の主導により LG-WAN を利用した行政間連携システム (新住民基本台帳システム、国税連携システムなど) の稼働が予定されているため、それらを活用した効率的なシステム間連携を検討する。 ④-2 基幹系システムと庁内情報システムの連携システムの構築 (情報管理課・関係各課)
⑤共同型システムの検討	共同運営センターを活用したシステムの共同化による効率的なシステム運営と、広域での行政サービスを検討する。 ⑤-1 広域共同型システムの検討 (情報管理課)

事業名	実施項目
⑥総合行政ネットワーク (LGWAN) の活用推進	国・各自治体と接続する総合行政ネットワークの利活用の推進を図る。 ⑥-1 LGWAN の活用推進（情報管理課）
⑦例規検索システムの拡充	検索機能の強化、法令データ更新頻度の見直し（現行は年4回の更新）など、システムの利便性向上を図る。 ⑦-1 例規検索システムの高度化（総務課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
①-1 窓口システムの効率化に係る改善	検討・構想 →	構築・導入 →	運用 →		評価・見直し →
②-1 単体システムの最適化	随時実施 →				評価・見直し →
③-1 電算業務見える化の推進	検討・計画 →	検討結果に基づき導入 →	運用 →		評価・見直し →
④-1 基幹系システムの構築	検討・計画 →		検討結果に基づき導入 →	運用 →	評価・見直し →
④-2 基幹系システムと庁内情報システムの連携システムの検討	検討・計画 →		検討結果に基づき導入 →	運用 →	評価・見直し →

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
⑤-1 広域共同型システムの検討	検討・構想 	検討結果に基づき構築・導入 			
⑥-1 LGWAN の活用推進	随時実施 				評価・見直し 
⑦-1 例規検索システムの高度化	運用 				評価・見直し 

(12) 電子決裁化の推進

【現状】

本市では、それぞれの業務システムを個別に開発してきた経緯があり、市役所内で共通する事務についても情報が有機的に連携できず、円滑に活用されていない状況にあります。また、文書管理や財務会計の決裁事務は、多くの文書がパソコンで作成されているにもかかわらず、紙による決裁を採用しているため、特に出先機関においては、決裁のために紙文書を持って職員が移動する必要があり、セキュリティや、事務効率の低下を招く恐れがあります。

【方向性】

業務手順の見直しや業務プロセスの再構築及び横断的な情報の共有化を、行政改革の取り組みと連携させながら、行政事務の簡素化・効率化を図っていきます。

本市では、これまでの縦割りの組織や業務を見直し、市役所内の経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報など）の運用に計画・実施・評価・改善といった一連のサイクル（PDCA サイクル¹⁷）を確立し、経営資源の効率化や行政活動の適正化を図っていきます。

¹⁷ PDCA サイクル: 典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に繰返し実施する。この繰返しのプロセスによって、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法が PDCA サイクルである。

また、平成19年度より「ちば電子・申請届出システム」及び「ちば市町村共同利用電子調達システム」の稼動に伴い、電子文書に対応する必要があることから、業務等の運用方法の改善を図っていきます。特に文書管理と財務会計の両システムは業務全般との関わりも深く、お互いの連携も必要となるため、一体的な電子決裁化の推進を図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①電子決裁化の推進	各種電子申請や電子文書に対応して文書管理の電子決裁化を検討し、総合文書管理システムの構築を図る。 ①-1 文書管理システムの電子決裁化（情報管理課） 決裁事務の運用や、システムの利用状況などを考慮し、電子決裁による業務の効率化を図る。 ①-2 財務会計システムの電子決裁化（財政課・会計課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
①-1 文書管理システムの電子決裁化	検討・構想 			検討結果に基づき構築・導入 	
①-2 財務会計システムの電子決裁化	検討・構想 			検討結果に基づき構築・導入 	

5.3 人のための情報環境づくり

「安全・安心な情報化社会」を実現するには、情報提供や市役所の業務改善だけではなく、行政と市民双方の環境づくりが欠かすことのできないものであると考えています。

情報漏えいや、災害対策を考慮し、安全なシステムを構築することはもちろんですが、それを使う「人」を育てることも重要な目標と考え、情報教育環境の充実、職員の育成を図っていきます。また、情報環境だけではなく、自然環境にも配慮し、環境負荷の軽減を目指してグリーン ICT 化を推進していきます。

(13) 小中学校の情報環境充実

【現状】

本市では、小中学校におけるインターネット利用環境の整備、校務システムや学校図書システム等の整備をしました。そして、その積極的な活用を図り、児童生徒の学習活動や教職員の校務処理において成果を上げています。しかしながら、ICT 活用環境の運用管理の面に課題も出てきています。小中学校や市教育委員会、市教育センターを含め 31 か所に整備されている約 1400 の PC や IT 機器・ネットワーク、児童生徒や学校職員の ID、上記のシステム等を維持管理していく難しさが浮き彫りになってきています。そこで、教育現場において、急激に進展する情報環境に対応した推進体制の整備が急がれているところです。

また、平成 19 年度に PC を導入した中学校も数校あり、PC や周辺機器の不具合や教育系ネットワーク経路のボトルネック発生が見られます。さらにソフト面では、計画通りに環境整備が進んでいないといった現状があります。

これらの整備に加え、普通教室・特別教室等への ICT 環境を充実させなければなりません。

【方向性】

既に整備されている小中学校の情報環境の有効活用と拡充や、セキュリティ対策の強化、運用管理の効率化、推進体制の充実を図り、先進的な教育活動を実施します。

すでにある ICT 環境を効率的に維持管理していくために、システムの集約化・集中化を図っていきます。また、小中学校の普通教室・特別教室への ICT 整備・拡充については、引き続き実施するとともに、デジタル教科書などのソフト面での整備も充実させていきます。

そして、統括的な責任を持って学校の ICT 化を推進する「教育 CIO」や教育委員会・

学校、学校職員をサポートする ICT 支援員の配置をしていきます。また ICT 活用の指導者に対するスキル向上については、各学校の情報主任への定期的な研修会を実施していく他に、市内事業者や市民ボランティアなどの外部から講師派遣も検討します。

これらの環境整備、研修・支援体制の充実等により、小中学校において ICT を有効活用した先進的な教育活動を実施します

【実施事業】

事業名	実施項目
①教科指導における ICT 環境整備	既に整備した情報環境の効率的な維持管理を図るとともに、普通教室や特別教室への ICT 環境整備をする。 また、児童生徒が、教育用コンテンツを一斉に活用できるような情報通信ネットワークの帯域幅を確保する。 ①-1 教科指導における ICT 活用環境のハード整備（学務課） ICT 活用を促進するデジタル教科書などの教育コンテンツの整備を図る。 ①-2 教科指導における ICT 活用に関するソフト整備（学務課） 児童生徒の学習成果や教材等の蓄積のための教育クラウドの活用を検討と整備をする。 ①-3 教育クラウドの活用推進（学務課・指導課）
②校務システムの拡充	平成 22 年度に整備した学校職員 1 人 1 台の PC と校務処理システムの安全で効率的な維持管理を図り、情報環境の変化に対応したシステム改善を継続的に実施する。また文書管理システムの電子決裁化と校簿類の電子原本化により、業務の効率化と情報セキュリティ向上を図る。 ②-1 校務処理系システムの改善（学務課・指導課） 学校職員が作成する教材や指導計画等の共有化、パンデミック等の緊急時対応のための校務クラウドの活用を検討と整備をする。 ②-2 校務クラウドの活用推進（学務課・指導課）

事業名	実施項目
③学校図書システムの高度化	平成 23 年度に整備した図書システムの有効活用を図るとともに、情報環境の変化に対応したシステム改善を継続的に実施する。 ③-1 学校図書システムの有効活用（指導課） 学校と公共図書館との蔵書データの連携や相互活用について検討する。 ③-2 学校図書システムと図書館システムとの連携（指導課・生涯学習課）
④情報活用能力の育成と校務の情報化へ対応	各教科において ICT を活用した学習活動を取り入れ、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成する。ICT に関する基本操作や情報モラルを身につけ、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を実施する。 ④-1 情報活用能力の育成（指導課） 校務システムを利用した、学校職員の校務処理の効率化や教育情報の共有化により、学校経営の改善、質の高い教育活動推進、情報セキュリティ強化、保護者サービスの充実を図る。 ④-2 校務情報化の推進（学務課・指導課） CMS で運用している学校ホームページをより充実させ、学校広報として機能させる。保護者や地域といったステークホルダを対象とし、信頼を形成するために、学校職員が持続的にホームページにて学校情報の公開・更新を行う。また、スクールメールシステムでの積極的な情報発信を実施する。 ④-3 情報発信・情報交流・情報公開の促進（学務課・指導課） 学校職員の情報リテラシー及び指導技術の向上、児童・生徒の情報活用能力育成に関する研修を充実する。また、学校に設置している情報主任の情報交流の推進を図る。 ④-4 研修・支援体制の充実（指導課）

事業名	実施項目
⑤セキュリティ対策の強化	各教育情報システムにおける認証管理の強化やウイルス対策など既存システムの補強、教育情報資源の暗号化・定期的なバックアップ、定期的なシステムメンテナンスなどを実施する。 ⑤-1 教育情報システムのセキュリティ強化（学務課・指導課） 常に各学校の運用状況を把握し、セキュリティポリシー及び実施手順の見直しを図る。 ⑤-2 セキュリティポリシー及び実施手順の見直し実施（学務課） 学校職員の情報セキュリティ研修の実施やグループウェアを活用した情報セキュリティ関連情報の共有化を図る。 ⑤-3 学校職員の情報セキュリティ意識の向上（指導課）
⑥ICT 推進体制の整備	教育の情報化に必要なマネジメントのために、教育の情報化の統括責任者である教育 CIO と、教育の情報化推進本部を教育委員会に設置し、専門員や SE 等を配置する。 ⑥-1 教育 CIO と教育情報化推進本部の配置（学務課・指導課） ICT 支援員を設置し、教育情報システムのメンテナンス等の資産管理、教師の情報リテラシー及び指導技術の向上、ICT を活用した授業支援を実施する。 ⑥-2 ICT 支援員の設置（学務課・指導課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 教科指導における ICT 活用環境のハード整備	検討・構想 →	中学校実施 →	小学校実施 →	小学校実施 →	評価・見直し
①-2 教科指導における ICT 活用環境のソフト整備	検討・構想 →	中学校実施 →	小学校実施 →	小学校実施 →	評価・見直し

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-3 教育クラウドの活用推進	検討・構想 →	中学校実施 →	小学校実施 →	小学校実施 →	評価・見直し →
②-1 校務処理システムの改善	運用 →	新システム移行 検討・構想 →	検討結果に基づき構築 →	運用 →	→
②-2 校務クラウドの活用推進	検討・構想 →	→	検討結果に基づき構築 →	運用 →	評価・見直し →
③-1 学校図書システムの有効活用	運用 →	→	→	→	→
③-2 学校図書館と市立図書館の連携	検討・構想 →	→	検討結果に基づき構築 →	運用 →	評価・見直し →
④-1 情報活用能力の育成	実施 →	→	→	→	→
④-2 校務情報化の推進	実施 →	→	→	→	→
④-3 情報発信・情報交流・情報公開の促進	実施 →	→	→	→	→

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
④-4 研修・支援体制の充実	実施				
	評価・見直し				
⑤-1 教育情報システムのセキュリティ強化	評価・見直し		検討結果に基づき構築	運用	
⑤-2 セキュリティポリシー及び実施手順の見直し実施	評価・見直し		検討結果に基づき構築	運用	
⑤-3 学校職員の情報セキュリティ意識の向上	実施				
	評価・見直し				
⑥-1 教育 CIO と教育情報化推進本部の配置	検討・構想		導入		
⑥-2 ICT 支援員の設置	検討・構想		導入		

(14) 生涯学習の情報環境充実

【現状】

本市では、現在、生涯学習の促進のために各種の講座情報をホームページから提供し、電子申請での受け付けも開始しています。また、図書館における蔵書についてもホームページから検索できるようにしており、パソコンや携帯電話からの予約受付を実施するなど、利便性の向上を図っています。

【方向性】

高度化・多様化が進む生涯学習ニーズに応えるため、教育機関などと連携し、情報通信ネットワークを活用した生涯学習情報の提供を推進します。

本市では、生涯学習のさらなる促進を目指し、文化財情報のデジタル化や、ICT 講習会の実施など、生涯学習環境の充実に努めていく予定です。

【実施事業】

事業名	実施項目
①図書館システムの高度化	図書館ホームページに係る人材の育成を通して、ホームページの見やすさや、蔵書検索及び予約機能の充実を図る。 ①-1 ホームページの充実(生涯学習課(図書館)) ①-2 蔵書検索・予約機能の充実(生涯学習課(図書館))
②文化財情報のデジタル化	市内の文化財情報をデジタル化し、動画配信サービスや GIS を活用した文化財情報の提供を推進する。 ②-1 文化財情報のデジタル化(生涯学習課)
③ICT 講習会の継続実施	公民館等において、市民向け ICT 講習会を継続して実施するため、機材の調達や、講師の人材確保について検討する。 ③-1 ICT 講習会の実施(生涯学習課 公民館)
④情報化支援ボランティアの支援	市民のICT利用をサポートする人材の育成を支援し、情報リテラシーの向上を図る。また、ボランティア活動を活性化させるため、講習会など活動の場の提供を図る。 ④-1 情報化支援ボランティア人材育成支援(生涯学習課公民館) ④-2 ICT 講習会への情報化ボランティア支援(生涯学習課公民館)

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 ホームページの充実	運用				
					評価・見直し
					

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-2 蔵書検索・予約機能の充実	運用				評価・見直し
②-1 文化財情報のデジタル化	検討・構想	データ構築	運用		評価・見直し
③-1 ICT 講習会の実施	実施				評価・見直し
④-1 情報化支援ボランティア人材育成支援	実施				評価・見直し
④-2 ICT 講習会への情報化ボランティア支援	実施				評価・見直し

(15) セキュリティの向上

【現状】

本市では、情報化の進展に伴い、情報の安全性を確保するため、「印西市情報セキュリティポリシー」を策定し、平成 15 年度から運用を開始、平成 22 年度の改定を経て現在にいたっています。

しかしながら、組織全体におけるセキュリティに対する認識は向上しているものの、十分な運用を行えているとは言えない状況にあります。

また、情報化が日々進展しているように、システムの脆弱性や新種のウイルスも日々発見されています。平成 23 年度に行った「情報化に関する市民意識調査」において、情報化が及ぼす影響についての質問をしたところ、「個人情報の漏えいや盗聴などが心配である」との回答は 85%を超えており、市民の情報セキュリティに対する関心と不安の

高さがうかがえる結果となっており、情報セキュリティの更なる強化が必要となっております。

【方向性】

電子自治体の実現に向けて、基本要件となる情報セキュリティの強化や、データ管理の充実を図り、誰もが、いつでも安心して使える情報環境の構築を目指していきます。

情報セキュリティ対策を、組織的な活動として定着させるため、自部門での情報セキュリティの実施状況のチェック（セルフチェック）、庁内の独立部門によるチェック（内部監査）、庁外の第三者によるチェック（外部監査）に分け、情報セキュリティ対策定着に向けた段階的なチェック機能の拡大を図っていきます。

また、ネットワークの強化や、データの暗号化、外部出力データの管理など、情報セキュリティの基盤となる機器の強化も検討していきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①セキュリティ対策の強化	「セルフチェック」、「内部監査」、「外部監査」の監査計画を立案し、定期的に監査を実施する。情報セキュリティ対策定着に向けた段階的なチェック機能の拡大を図る。 ①-1 情報セキュリティ監査体制の確立（外部監査・内部監査）（情報管理課） 情報通信ネットワークの二重化、外部出力の暗号化、入退室管理等のセキュリティ対策の強化を図る。また、住民情報系ネットワークと庁内情報系ネットワークなど、複数ネットワークの統合化について検討する。 ①-2 情報セキュリティ対策の強化（庁内 LAN 強化・暗号化・入退室管理・複数ネットワークの統合化）（情報管理課・関係各課）

事業名	実施項目
②出力データ管理の充実	USB メモリー等、外部記録媒体の利用履歴を管理し、データの持出しが適切に行われているか、不正な機器の接続がないかなどのチェックを実施する。 ②-1 外部記憶媒体管理の充実（情報管理課） 端末ごとの印刷状況を記録し、出力データの紛失防止や、不要なデータ出力の削減を図る。 ②-2 紙媒体出力管理の充実（情報管理課） 最近の迷惑メールには送信者情報を偽装するなり済ましメールが増加傾向にあり、受信者が安心して市役所とメールのやり取りができるよう、対策を検討する。 ②-3 市役所発電子メールのなり済まし対策の充実（情報管理課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 情報セキュリティ 監査体制の確立	実施				評価・見直し
①-2 情報セキュリティ 対策の強化	実施				評価・見直し
②-1 外部記憶媒体管理 の充実	実施				評価・見直し
②-2 紙媒体出力管理の 充実	実施				評価・見直し

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
②-3 市役所発電子メールのなり済まし対策の充実	検討・構想 →	検討結果に基づき構築・導入 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	運用 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	評価・見直し →	

(16) 職員の情報リテラシーの向上

【現状】

近年では大容量記憶媒体の低価格化や、ノートパソコンやスマートフォンのような多機能携帯端末の普及により、大規模な情報流出事件が多く発生しています。これらの原因で最も多いものが、車内への放置や、操作ミスといった人的なセキュリティリスクによるものです。そのため、情報セキュリティ対策を推進するためには、情報基盤やシステムによる対応だけでなく、それらを実際に運用する人材の育成が必要となります。

【方向性】

行政が管理する多くの情報を適切に取扱い、ICT を利活用した行政サービスを拡充していくため、職員向けパソコン研修やセキュリティ研修等を充実させ、職員の情報リテラシーの向上を図ります。

情報リテラシーを向上させるためには、情報セキュリティの重要性を職員個々が認識し、その対策を市役所全体の組織的な活動として定着させることが必要になります。また、ICT の発展により情報化の環境は数年で大きく変わることも少なくありません。

本計画では、常に最新の情報に注意し、情報セキュリティに関する知識・意識を向上させるため、職員研修の充実を図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①セキュリティ対策の強化	本市情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例に則って、セキュリティ研修の充実を図る。 ①-1 職員向けセキュリティ研修の充実（情報管理課）

事業名	実施項目
②職員の情報リテラシーの向上	情報通信技術を活用した行政サービスを提供するため、パソコン研修や庁内で利用している情報システムに係る操作研修等を充実させ、職員の情報活用能力の向上を図る。 ②-1 職員向け研修の充実（情報管理課）
③情報化推進主任の育成	情報化推進主任を育成するため、研修の充実を図る。 ③-1 情報化推進主任の育成（情報管理課）
④統合型 GIS の推進	統合型 GIS 運用推進委員会において、庁内横断的に統合型 GIS の利活用の推進を図る。 ④-1 統合型 GIS の活用推進（情報管理課）
⑤個別 GIS の構築	稼動中の都市計画 GIS の利用促進と、印西市都市計画情報案内システム（タッチパネル式）の機能拡充を図り、ネットワークによる情報配信について検討する。 ⑤-1 都市計画 GIS の拡充（都市計画課） 下水道台帳 GIS の構築を検討し、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。 ⑤-2 下水道台帳 GIS の構築（下水道課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①-1 職員向けセキュリティ研修の充実	実施				評価・見直し
②-1 職員向け研修の充実	実施				評価・見直し

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
③-1 情報化推進主任の育成	実施				評価・見直し
④-1 統合型 GIS の活用推進	運用				評価・見直し
⑤-1 都市計画 GIS の拡充	運用				評価・見直し
⑤-2 下水道 GIS の構築	検討・構想	検討結果に基づき構築・導入			

(17) グリーン ICT 化の推進

【現状】

社会の ICT 化が進む中で、ICT 機器が使用する資源、電力などは増大の一途をたどっています。

当市でも消費電力や二酸化炭素排出量の削減に取り組んでおりますが、現在の機器では自然環境への配慮にも限界があり、新しい技術で製作された省電力・高リサイクルな機器の導入を推進していく必要があります。

現在当市では、消費電力の低いノートブック型パソコンの導入を基本に省電力化の推進に努めておりますが、今後は、より省電力・低廃熱型など環境性能に優れた ICT 機器の導入や、高い効率での機器運用が可能となる仮想化技術の導入などが必要となっています。

【方向性】

機器を更新する際には、リサイクル性の高い製品や省電力機器など、環境負荷の低減につながる機器を選択しつつ、仮想化技術など高効率化技術を導入し、環境負荷の低減を図ります。

環境負荷の低減を実現させるためには、最新技術を利用した機器・技術の導入は必要不可欠なものであります。製品動向・技術動向に注視し、グリーン ICT に配慮した ICT 機器の更新・導入を図っていきます。

また、公共施設を結ぶネットワーク網を拡大し、紙面やUSB メモリーなどの媒体運搬を減らし、セキュリティ性向上と合わせ紙資源利用量の削減や、二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の低減を図っていきます。

【実施事業】

事業名	実施項目
①グリーン ICT 化の推進	環境負荷の低減につながる ICT 機器や技術の導入を図る。 ①-1 グリーン ICT 化の推進（情報管理課）
②公共施設間ネットワークの拡大	現在ネットワークに接続されていない公共施設等をネットワークで接続し、セキュリティの向上や環境負荷の低減を図る。 ②-1 公共施設間ネットワークの拡大・拡充（情報管理課）

【実施計画】

実施項目	実施時期				
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①グリーン ICT 化の推進	実施				評価・見直し
② 公共施設間ネットワークの拡大	検討・構想	検討結果に基づき構築・導入			

第6章 情報化推進方策

6.1 情報化推進体制

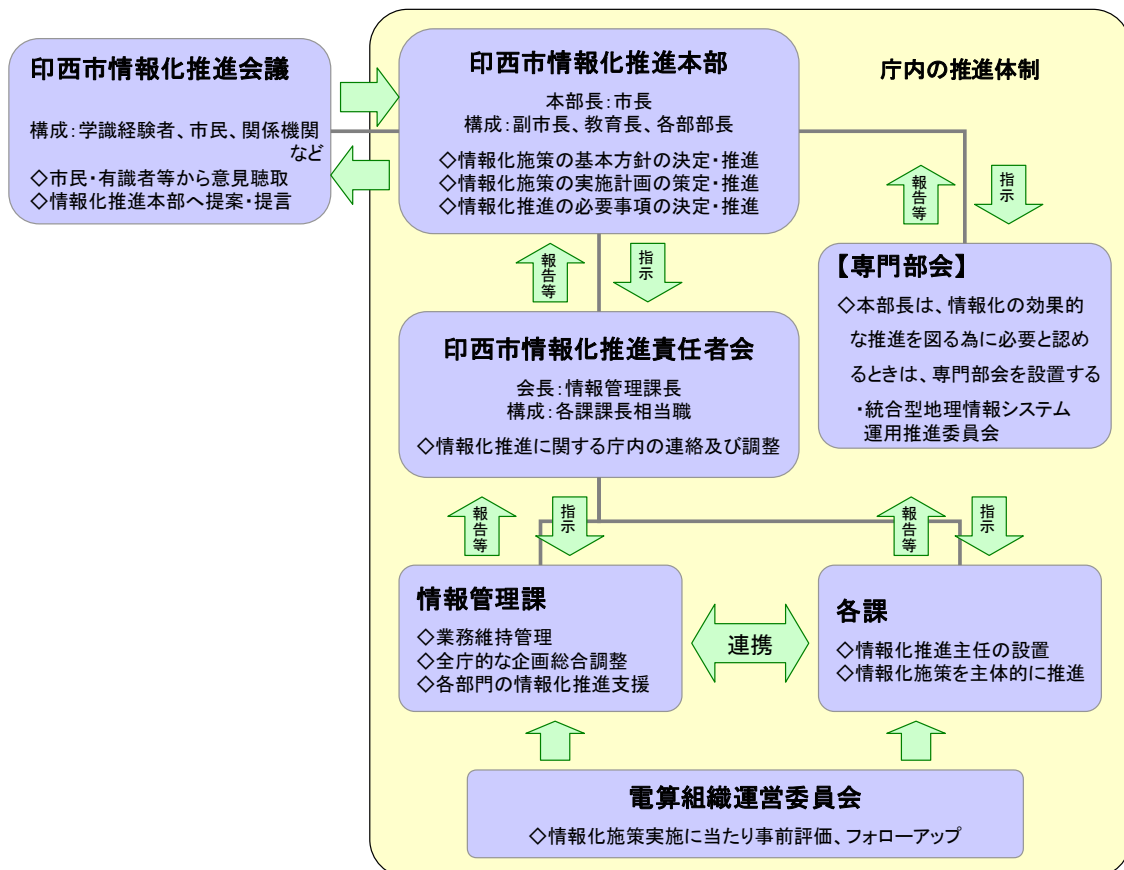
本計画における情報化施策・事業を総合的に確実に実施し、推進していくためには、全庁的な取り組みが必要です。そのため、第三次情報化計画においても、第一次情報化計画から組織化されている庁内の情報化推進体制を引き続き維持・強化し、全庁的な情報化の推進に向けて取り組んでいきます。

具体的な推進体制については、市長を本部長とする「印西市情報化推進本部」を筆頭に、庁内の横断的な「情報化推進責任者会」を設置し、情報化推進主体である各課の連絡・調整を図っています。また、印西市情報化推進本部の本部長（市長）は、情報化の効果的な推進を図るために必要と認めるときは、本部の下に専門部会を設置することができます。

情報化の具体的な施策については、市の情報化に関する企画調整・推進等を担当する情報管理課が各課の情報化を支援するとともに、各課に「情報化推進主任」を設置し、現場の状況を確認しながら、情報化計画に沿った自所属の情報化推進を図っています。

また、例年、各情報化施策・事業に係る情報システムの導入については、「電算組織運営委員会」において、導入効果や経費削減効果等を総合的に評価した上で、計画的かつ効果的に導入できるよう図っています。

図表 6-1 情報化推進体制



6.2 進行管理方法

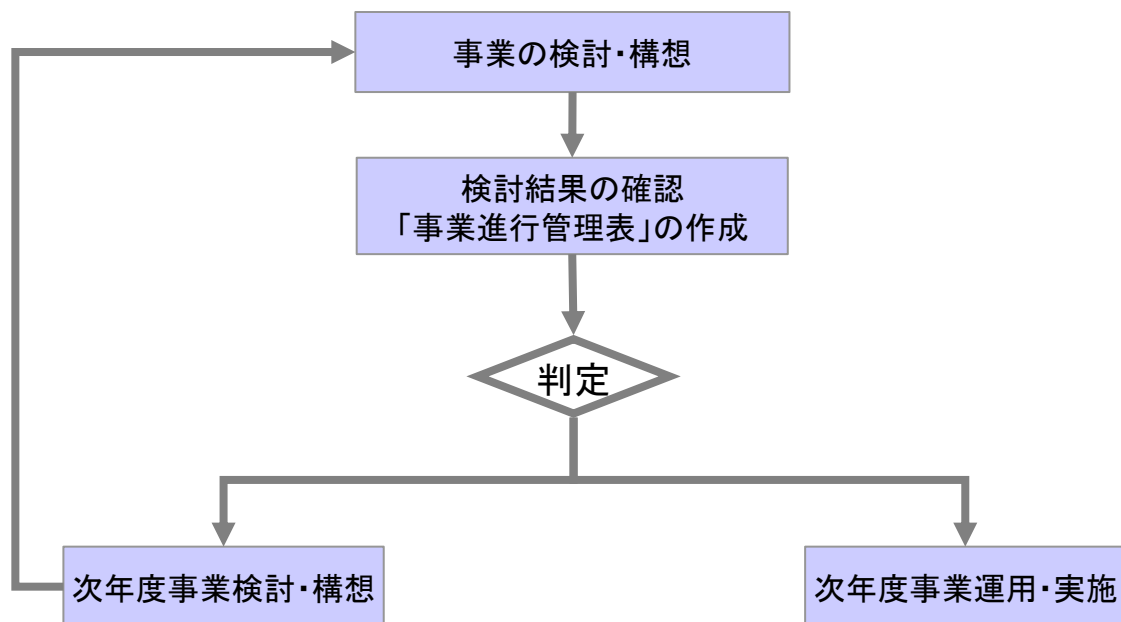
本計画では、各情報化施策・事業の実施を確実なものとするため、各事業の進行状況を的確に把握・評価する進行管理の仕組みを確立することが重要であると考えています。

そのため、情報管理課では年度毎に実施された事業の進行状況を年度末に調査・評価し、次年度以降の事業への取り組みに反映する方法を実施していきます。

また、各課でも事業毎に「事業進行管理表」や「事業評価表」を作成し、各事業の妥当性、有効性、効率性などを総合的に判断し、事業の継続や拡大、あるいは一時中止や廃止など、事業の見直しを図っていきます。

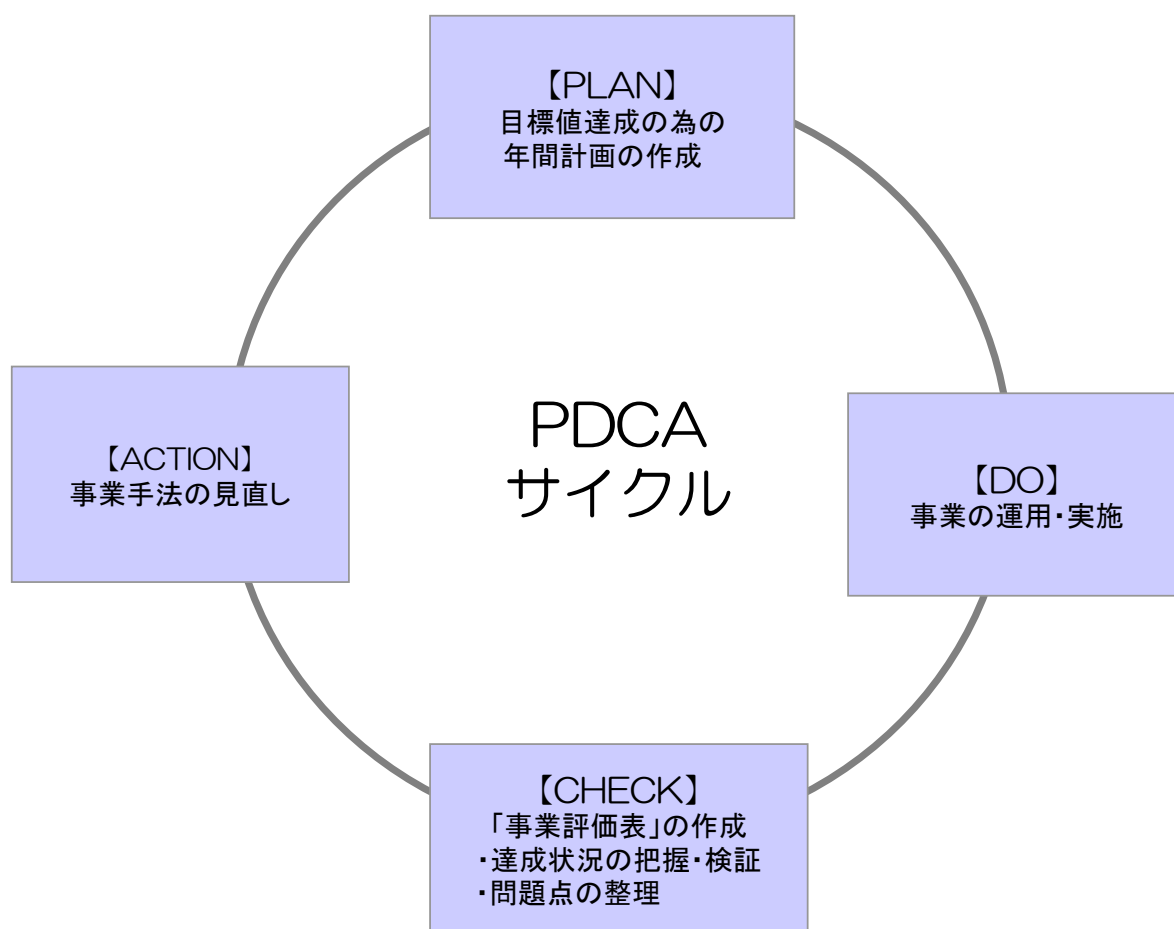
事業の「検討・構想」段階での具体的な進行管理方法については、下図に示す手順で実施していく予定です。

図表 6-2 事業の進行管理手順（事業の「検討・構想」段階の場合）



また、既にシステムを導入しシステムの拡張や情報提供の拡充等の各事業等の「運用・実施」段階については、各年度毎に各課の視点で目標値である評価指標を設定し、下図に示す手法で実施していく予定です。

図表 6-3 事業の進行管理サイクル（事業の「運用・実施」段階の場合）



6.3 情報化人材育成計画

ICT の利活用により業務の抜本的な改革・改善に取り組むことができる職員を育成することは、自治体の情報化を推進していく上で、欠かすことの出来ないものとなってきています。

本市では、ICT の高度化に合わせ、ICT を有効に利活用して効果的・効率的に職務を遂行していくために、ICT スキル向上の職員研修を充実させていきます。さらに、職員の ICT スキル向上だけではなく、各部署で情報化を推進し、牽引するリーダー（指導役）の育成も重要であると考え、「情報化推進主任」の育成を実施していきます。

また、市役所全体として、情報化に対する役割が役職（責任と権限）により異なることから、業務上の役割ごとに求められる情報化人材像を明確にし、それぞれの役職にあった情報化人材育成プログラムを検討していきます。

(1) 全職員に対する研修

情報化を推進する上で基盤となる能力としては、単純な情報活用能力だけでなく、市民の安全・安心を確保するための「情報セキュリティ対策」や、市民の利便性を考慮した情報提供「アクセシビリティの確保」に対する能力向上が必須であると考えています。そのため以下のような研修を全職員に対して実施していく予定です。

① 情報活用能力向上のための研修

パソコンの有効利用のために各種アプリケーション活用や、グループウェアによる情報共有、電子メールの送受信など、業務の効率化に繋がるスキルを向上させる研修を実施していきます。

② 情報セキュリティ対策のための研修

情報セキュリティ対策は情報化の進展度合いとともに変化し、その対応策についてもまた変化していきます。そのため、情報セキュリティに対する意識改革を目的とした基礎知識習得のための研修を継続的に実施していきます。

③ アクセシビリティ確保のための研修

ホームページからの情報提供は、市民にとって見やすさが重要なポイントとなります。そのため、現在、各課でホームページ作成に使用している「ホームページ作成支援システム（CMS）」の基本的な操作方法の習得と、ホームページ作成時の遵守すべき事項を定めているガイドライン（アクセシビリティの確保）に関する研修を実施し、全職員が情報発信できるようにしていきます。

(2) 情報化推進主任の育成

情報化推進主任の役割は、情報化に関する各職員のモチベーションを維持・向上することや、職場における ICT スキルアップの具体的な目標となることにあると考えています。

そのため、各部署においては、情報化推進主任の役割と権限を明確にして、各部署における推進体制を職員に周知徹底していきます。また、一般職員とは別に、情報化推進主任向けの研修計画を立案し、実施していきます。

(3) 情報化人材育成プログラムの検討

要求される ICT スキルが多様化する時代では、職員一人ひとりが ICT スキルの習得を職務と捉え、自ら必要となる ICT スキルを見極め、効果的に習得していく必要があります。

本市では、そのような職員のスキルアップを効果的に支援しなければならないと考えており、職員研修メニューを検討し、人材育成に努めていきます。

6.4 推進スケジュール

情報化推進方策としては、情報化推進体制を確立し、情報化計画に挙げられた各事業について進行管理手順に従って毎年度末に評価し、必要に応じて計画における年度目標(値)の変更や事業自体の見直しを行っていきます。人材育成については毎年度、職員研修を定期的・継続的に実施するとともに、役職別の情報化人材育成プログラムを検討していきます。

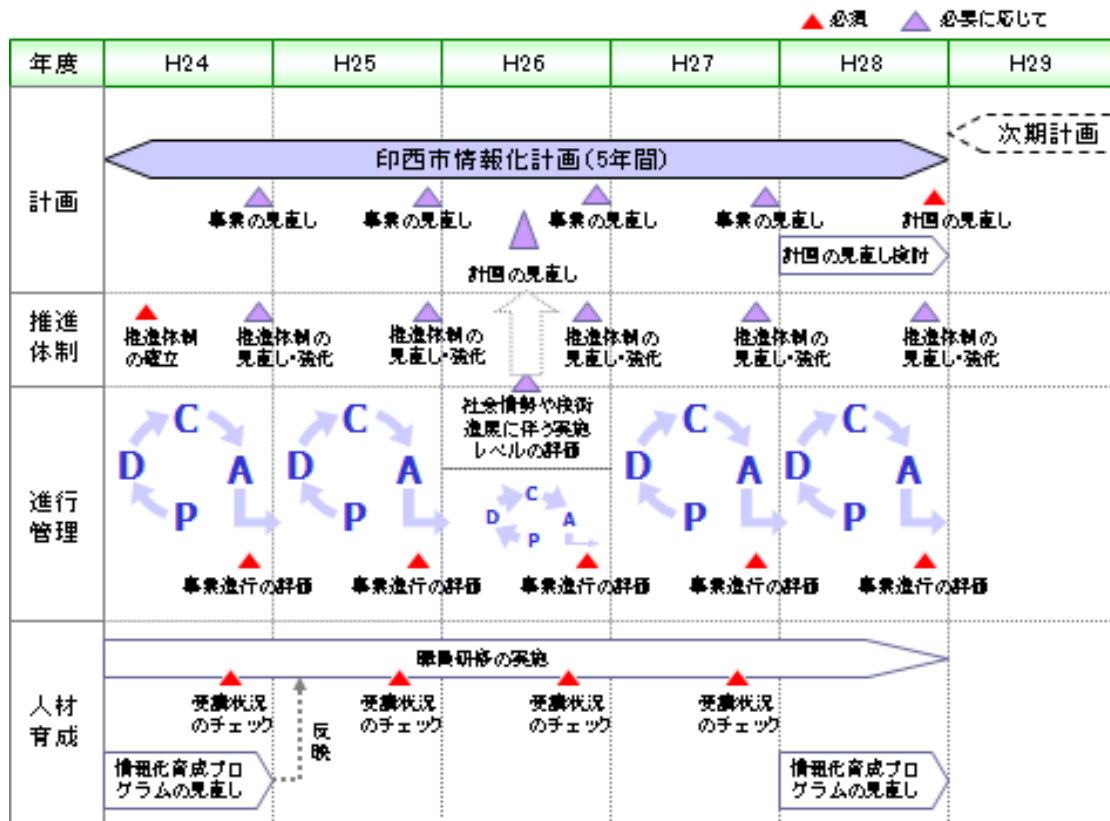
計画の見直しについては、計画期間の中間年度(平成26年度)に、社会情勢や情報化技術の進展に伴う実施レベルを評価し、必要に応じて計画の見直しを実施します。

また、計画全体の見直しについては、計画期間の最終年度(平成28年度)に、毎年度の事業の進行状況や、社会情勢、市民ニーズなどを踏まえて、次期情報化計画の検討を実施していきます。

なお、情報化推進体制についても、必要に応じて見直し、体制の強化を図っていきます。

以下に、本計画における推進スケジュールを示します。

図表 6-4 情報化推進スケジュール



添付資料

印西市情報化推進会議設置要綱

平成14年11月29日 告示第94号

改正 平成16年 4月27日 告示第90号

(平成24年3月現在)

(設置)

第1条 本市における情報化の円滑な推進を図るため、印西市情報化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 印西市情報化計画の実施に関すること。
- (2) その他本市における情報化の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民のほか次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 情報通信事業者
- (3) 関係官公署の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務部情報推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年12月1日から施行する。

(最初に委嘱される印西市情報化推進会議の委員に関する特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される印西市情報化推進会議の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則 (平成16年4月27日告示第90号)

この告示は、公示の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

印西市情報化推進会議委員名簿

氏 名	団 体 名 等	役 職 名 等
おおむら あけみ 大 村 明 美	一般市民	
か せ としかず 加 瀬 俊 一	印西市商工会	事務局長
ごとう たくお 後 藤 卓 夫	株式会社ゆうちょ銀行 東日本貯金事務計算センター	所長
さいとう あきら 齊 藤 彰	印西 I T ボランティア	会長
しまもと ときお 島 元 祝 郎	株式会社千葉ニュータウン センター	執行役員 ケーブルテレビ部長
すずき ふみみつ 鈴 木 文 光	印西市社会福祉協議会	事務局長
ど ひ しんいち 土 肥 紳 一	東京電機大学情報環境学部	情報環境学部 情報環境工学科 准教授
なまため なおはる 生 田 目 直 温	東日本電信電話株式会社 千葉支店	法人営業部 ソリューション営業部 門公共第 2 営業課長
ふじた なおみ 藤 田 尚 美	一般市民	
まつもと ひろゆき 松 本 博 幸	印西市 教育委員会 教育部教育センター	指導主事

※敬称を省略し、五十音順で記載させていただいております。



印西市マスコットキャラクター「いんザイ君」

発行 平成24年3月

編集 印西市

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476-42-5111 (代表)

FAX 0476-42-7242

URL <http://www.city.inzai.chiba.jp>

メールアドレス jyouhouka@ml.city.inzai.chiba.jp